平成23年 かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第2号

T 400 F 1	0 H 4 H	/ H FEn. 1)	F- >4	0 11 0 0 1	HH.	^
平成23年1	2 月 1 日	(不曜日)	一日日十	() 時() () 分	ዡ	7

出席議員

1番	JII	村	成	$\vec{=}$	君	9番	中	根	光	男	君
2番	岡	﨑		勉	君	10番	鈴	木	良	道	君
3番	Щ	本	文	雄	君	11番	小屋	区野	定	信	君
4番	田	谷	文	子	君	12番	矢	口	龍	人	君
5番	古	橋	智	樹	君	13番	藤	井	裕	_	君
6番	小木	公﨑		誠	君	14番	栗	Щ	千	勝	君
7番	加	固	豊	治	君	15番	Щ	内	庄县	ç衛	君
8番	佐	藤	文	雄	君	16番	廣	瀬	義	彰	君

欠席議員 な し

出席説明者

市 宮 嶋 光 昭 土木部長 大 川 長 君 博 君 副市 長 石川 眞澄 君 会計管理者 大 塚 隆 君 教 育 長 菅 澤 庄 治 君 消 防 長 井 坂 沢 守 君 市長公室長 島田昌 男 君 教育部長 仲 川 文 男 君 総務部長 山 口 勝 徑 君 水道事務所長 川尻芳弘 君 市民部長 茂 川島祐 司 君 農業委員会事務局長 塚 本 君 竹 村 保健福祉部長 篤 君 環境経済部長 吉 藤 稔 君

出席議会事務局職員

議事日程第2号

日程第 1 一般質問

- (1) 山 本 文 雄 議員
- (2) 川 村 成 二 議員
- (3) 佐藤文雄 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 山本文雄議員
- (2) 川 村 成 二 議員
- (3) 佐藤文雄議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	语 生 李	質 問 主 題
	通告者	(質問の区分)
(1) 山本文為		1. 市内の放射線量と安全対策について
	山本文雄	2. さくら保育所の民営化について
		3. 副市長としての決意とかすみがうら市政について
		4. 土浦協同病院の移転に伴う地域開発について
		1. 学校における放射能対策について
(2)	川村成二	2. 通学路の安全確保策について
		3. 公園のあり方と市街地における公園の必要性について
		4. 職員のスキルアップについて (VE技法の導入検討含む)
		1. 東日本大震災による被災者支援、震災復旧、原発・放射能から市民の
(3)		いのちと暮らしを守ることについて (災害に強いまちづくり)
		2. 下土田の残土問題について
		3. 収入の少ない国民健康保険加入者への対策について
	佐藤文雄	4. 第5期介護事業計画に基づく介護保険料について
		5. さくら保育所民営化について
		6. 高齢者雇用とシルバー人材センターについて
		7. 向原土地区画整理組合への税金投入問題について
		8. 基本水量の見直しで水道料金の引き下げを

開議 午前10時00分

〇議長(小座野定信君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

会議に入る前に傍聴人の方々に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事についての可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようくれぐれもお願い申し上げます。

- 一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。
- 一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。

したがいまして、発言する議員みずからが、法令等を十分勘案し、不穏当発言に特段の注意を

する必要があります。

議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

また、答弁者に申し上げますが、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされますよう お願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

日程第 1 一般質問

〇議長 (小座野定信君)

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

3番 山本文雄君。

[3番 山本文雄君登壇]

〇3番(山本文雄君)

平成23年かすみがうら市議会第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていた だきます。

最初に、市内の放射線量と安全対策についてお伺いいたします。

東日本大震災が発生してから既に8カ月が経過したわけですが、特に原発の安定化の問題につきましては、年内の冷温停止に向けて現在懸命の作業が継続されているということが政府の方針として示されております。一方では、ハウス栽培や路地栽培によるシイタケから基準値を超えるセシウムが検出され、出荷制限になるなど、現在もなお、一部の農作物には放射能による影響が続いております。さらに関東近県では、放射能測定値が基準値を超える高濃度の地域やホットスポットが次々と見つかり、一部の自治体では法令に基づき除染措置が行われているなど、今なお市民の不安が解消されるという状況にありません。

そこでまず、当市における教育施設・公共施設の放射能測定値の推移についてお伺いいたします。

先般、県教育委員会では、児童生徒などの保護者を対象に放射線に関する講演会が地方事務所ごとに県内5カ所で開催されたとのことであります。専門家によりますと、普通に生活していても年間には2.4ミリシーベルトの自然放射能を受けている。健康の影響は一度に100ミリシーベルトより低い放射能では認められないから心配はないということですが、それぞれの知識の程度や疑心暗鬼、不確かな情報などによってなかなか市民の不安を解消されないという一面もあるわけであります。当市としては、既に市内の保育所や小学校、中学校などの教育施設、あるいは市役所庁舎、公民館、公園など公共施設においては、優先的に定期的な放射能測定が実施され、安全が確保されていると思います。

そこで、そうした公的施設に対する測定結果と放射能測定を開始した時期から今日までその測 定値はどのように推移しているのか、その現況をお伺いいたします。

次に、放射能測定器の配備とその貸し出し方法についてお伺いいたします。

去る10月31日に開催された全員協議会の席上、放射能測定器を10台程度購入するという話があ

りましたが、その具体的な施策は、現在なお明確ではありません。放射能に対する市民への正しい情報提供や不安感の払拭などの対策は迅速かつ適切に行うべきものと考えますが、そうした施策の1つともなる放射能測定器の配備が今なお完了しておらず、ほかの自治体と比べれば、土浦市では10月17日から、小美玉市では11月14日から、さらに石岡市でも11月21日からそれぞれ貸し出しを行っているという実態から見れば、当市の対応はあまりにも遅きに失するものではないでしょうか。

そこで、今日まで放射能測定器を配備できなかった理由と今後の取り組みについてお伺いいた します。

また、市民が宅地内や身の回りの放射能がどうなっているのかという不安を解消するためにも、1日も早い放射能測定器の配備を願うものでありますが、その場合、2つの問題があると思います。1つは、貸し出し上の問題であります。放射能測定器の活用は午前と午後の単位になると思いますが、放射能測定器の台数に限度があって、それに対して利用者数が殺到した場合などは、利用日を待つ日数が長く、不満も生じると思います。もう1つは、市内の地区ごとに測定のポイントを設定して、市の所管課で機動性をもって測定するなど、場合によっては市民の自主測定と市の測定を併用して、一刻も早く市内の放射線量の実情を市民に示していくという対応も必要ではないかと思います。

ともかく市として放射能測定器を配備した場合の貸し出し方法、基準づくりなどについてどの ように考えているのかお伺いいたします。

また、放射能測定器の配備、貸し出しと合わせて、放射能に関する家庭向けの手引書の作成についてもあわせてお伺いいたします。

次に、さくら保育所の民営化について、お伺いいたします。

さくら保育所の民営化については、市民に対する市長の発言もあり、一説には来年の4月から という情報もあります。また一方では、2年後になるという情報も飛び交っているなど、民営化 計画が明確に示されぬまま、不確かな情報だけがひとり歩きしているようにも感じております。

そこで、民営化計画と今後の進め方についてお伺いいたします。

仮にさくら保育所の民営化を図っていく場合には、やはり政策実行の手続として、明確な民営化計画が提案され、具体的に民営化へのスケジュールが最初に示されなければなりませんし、そこが政策実行の入り口になろうかと思います。あらかじめ市長が民営化の情報を流し、それを既成事実として世論操作をしながら、政策を強引に押し込んでいくという手法であったとしたら、極めて不当な政策の実行手段であると言わざるを得ません。

さくら保育所の民営化の問題がなぜこのような不確かな行政情報として市民の中に流れているのか、その理由とともに、将来の課題として民営化計画を今後どのように進めようとしているのか、お伺いをいたします。

次に、保育士などの職員の処遇についてお伺いいたします。

既に述べたように、さくら保育所の民営化の問題がひとり歩きしている中で、将来の身分などに不安を抱えながら、その現場で職務に従事している保育士や調理員、運転手など職員の心情を考えれば、何ともやるせない問題であります。しかも、入所の手続などの準備が具体的に始まる時期でもありますので、さくら保育所に入所を希望する保護者などへの影響も考慮しなければな

らないと思います。政策は一方的に、かつ権力的に強引に推し進めるのではなく、日々保育所の 業務に精励している職員の立場や心情にも十分に配慮する必要もあろうかとも思いますので、民 営化計画とあわせて、関係職員の処遇についても基本的な考え方をお伺いいたします。

次に、副市長としての決意とかすみがうら市政についてお伺いいたします。

これまで副市長は、県の幹部職員としてご活躍されていたわけですが、副市長就任につきましては、市民としても、また議会としても、大いに歓迎をいたしております。これから任期満了まで、豊富な行政経験と高い見識のもとで、かすみがうら市政発展と地域振興のためにご尽力をいただきますよう心からお願いを申し上げるところであります。

そこでまず、副市長の就任に当たりまして、かすみがうら市政の現状認識と副市長としての決意についてお伺いいたします。

申し上げるまでもなく、当市は旧千代田町と霞ヶ浦町の2つが合併して市政施行したわけですが、それぞれの歴史的な自治振興の歩みや地域文化などの相違ばかりではなく、常磐線や6号国道などによって地域が分断され、また、旧来からの農村地域と新興住宅地などが混在するなど、市民レベルの一体化や地域開発など、いまださまざまな課題を抱えております。さらに、一部の行政政策の実施において、市長と議会との対立点がヒートアップしている側面もあるなど、市政の混乱も生じてはおりますが、一方では、霞ヶ浦や高速道路、豊かな農地や自然環境をはじめとする地域の特性、伝統文化など当市が具備している市政振興の条件に大いに発展、評価すべきものが多々あると考えております。

また、副市長は女性ですので、そのお立場からあえて申し上げますが、行政組織と職員の人事 配置を見ますと、当市の女性の登用が極めて立ちおくれており、現在までに課長職などのポスト に女性が配置されて活躍しているという事例は、過去を振り返ってみても1例もありません。

そこで、このようなさまざまな現状を踏まえて、今回の副市長就任に当たりまして、改めて当 市の現状認識と副市長就任の抱負と申しますか、決意のほどをお伺いしたいと思います。

次に、石岡地方の斎場問題や五輪堂橋など、重要な行政課題への対応についてお伺いいたします。

本件につきましては、副市長も十分にその経緯や事情について承知していると思いますので、ここでは省略いたします。この問題は、当市としても、また関係する自治体との連携、協力関係などの面から考えてみても極めて深刻な状況に至っており、この問題が今後どのように解決されて処理されていくのか、市民も重大な関心を持ってその推移を見守っているところであります。

そこで、副市長として、この重要な2つの行政課題に対する現状認識と、今後どのように対応 されるおつもりなのか、お伺いをいたします。

最後に、土浦協同病院の移転に伴う地域開発についてお伺いいたします。

土浦協同病院の移転新築問題につきましては、慎重に審議検討が重ねられた結果、最終的に土浦市のおおつ野地区に移転地が決定されたという現況であります。申すまでもなく、土浦協同病院は、第三次医療機関、救急センター、がんセンターなどを併設した、高度医療を行う県南地区の中核病院ですから、確認するまでもなく、かすみがうら市民の利用度も極めて高いものがあると思います。

また、土浦協同病院の移転候補地は、当市の戸崎地区と隣接するなどの位置にあります。これ

から土浦協同病院の移転新築工事が本格化していった場合、当該地域は、単なる病院の建設というばかりではなく、周辺地域の開発、病院関係施設の建設、関連道路の整備が並行して進められるなど、現在の周辺地域が一変する新しい街並みが現出するものと思います。そして、その一部は当市の地域にも及んでくることは当然に予想されることであります。そうした諸点を考えれば、土浦協同病院の移転新築問題は、当市としても看過することなく、例えば土浦市と連携による、神立駅の東部地区から連絡道路の整備、あるいは戸崎地区を中心とした地域開発など、さまざまな行政対応が必要ではないかと思います。

現在、当市として、土浦協同病院の移転新築に伴う地域開発など、これらに関連する地域振興 構想などがありましたら、その基本的な内容についてお伺いしたいと思います。

以上4項目について、市長、副市長等に所見をお伺いし、私の第1回目の質問を終わります。

〇議長(小座野定信君)

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

〇市長 (宮嶋光昭君)

山本議員のご質問にお答えいたします。

1点目、市内の放射線量と安全対策につきまして、お答えいたします。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北沿岸部を中心に、関東の市町村にも甚大な被害をもたらしました。また、東京電力福島第一原発の事故では、放射性物質が遠くまで運ばれ、本市にもその影響が出ており、放射線につきましては、ホットスポットと呼ばれる放射線のたまりやすい場所等もあることから、油断のできない状況であります。このため、市といたしましても、放射線対策本部を立ち上げ、放射線対策に努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

詳細につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、さくら保育所の民営化につきまして、お答えいたします。

このたびのさくら保育所の民営化につきましては、子育て世代の生活の多様化に伴う保育ニーズに対応すべく進めたものでございますが、結果的に、「保護者の方々をはじめ、関係者の皆様にとっては十分に説明がされていない」とのご意見を多数ちょうだいしているところでございます。このことから、庁内での検討を踏まえ、これまでお示しした民営化の時期を見直しさせていただくとともに、今後は公立保育所全体の民営化に向けた全体計画を策定し、共通理解のもとで事業が進められるよう努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

これまでの経過を含め、詳細については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、土浦協同病院の移転に伴う地域開発につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

〇議長 (小座野定信君)

副市長 石川眞澄君。

[副市長 石川眞澄君登壇]

〇副市長(石川眞澄君)

3点目1番、かすみがうら市政の現状認識と副市長としての決意につきまして、お答えいたします。

まず、かすみがうら市政の現状認識についてでございますが、就任後2カ月を経過し、少なからず直面した課題につきましては、自分の目で見て、また耳で情報を得ながら、その解決の方向性に向けまして職員とともに検討を行っております。また、合併した旧町がそれぞれ積み上げてきた歴史や文化を尊重しつつ、合併後のかすみがうら市として、そのすばらしい自然環境や伝統文化を継承しながら、新しいまちづくりを進めるため、市長や職員、市民の皆様と協働して努力してまいりたいと考えております。

次に、副市長としての決意でございますが、議員ご指摘のように、かすみがうら市に女性管理職がいないことは、市政を運営する上で、男性のみの視点で進められがちとなります。気概とやる気のある女性職員を積極的に登用し、女性の視点を入れながら政策・方針を決定していくことは大変重要と認識しております。また、県内44市町村のうち2市のみ女性副市長を置いておりますが、かすみがうら市はそのうちの1人であるとして、県内でも大変注目されております。今後は、職員をはじめとして、政策方針決定過程への女性人材の登用や、人材の育成も含めて、努力してまいりたいと考えております。

3点目2番、石岡地方の斎場問題や五輪堂橋など、重要な行政課題への対応につきまして、お答えいたします。

石岡地方の斎場問題や五輪堂橋など、隣接する石岡市との関係についてのご質問と受けとめております。斎場問題につきましては、現在、これまでの経緯における課題を解決するため、合併特例債の期限も見すえながら、関係する3市の副市長が事務的に対応策を検討しております。この結果を踏まえた上で、今後開催されます正副管理者会議において決定していただくことになりますが、よい結果を得られますよう鋭意努力をいたしているところでございます。

また、今後、震災復興に向けた計画やその事業推進を行うことになりますが、それらを近隣の 石岡市や土浦市、行方市及び小美玉市などと連携協力して進めることは必要不可欠と考えており ますので、副市長といたしましては、関係市との調整などに努めてまいりたいと考えております。

〇議長(小座野定信君)

総務部長 山口勝徑君。

[総務部長 山口勝徑君登壇]

〇総務部長(山口勝徑君)

1 点目、市内の放射線量と安全対策について、お答えいたします。

市内の公共施設の放射線量測定状況につきましては、6月から保育所・幼稚園、小中学校、公園、市役所庁舎を毎週定期的に測定し、広報誌及びホームページにて測定結果をお知らせしてございます。直近、11月末の測定値につきましては、最低値がわかぐり保育所庭の毎時0.14マイクロシーベルト、最高値が稲吉ふれあい公園の毎時0.27マイクロシーベルトとなっております。

6月からの推移を申し上げますと、6月1日から公表してございます小中学校17校では、平均値で0.37マイクロシーベルト、それから、8保育所・幼稚園の平均でございますが、0.25マイクロシーベルトとなってございます。さらに公園でございますが、公園は8月5日から測定して公表しておりまして、11の公園で測定をしてございます。平均値で申し上げますと、0.29マイクロ

シーベルトでございます。

それから、一番最近の数字で申し上げますと、11月29日に小中学校17校の平均でございますが、0.19マイクロシーベルト、それから、保育所でございますが、11月22日に公表してございまして、9つの保育所・幼稚園でございます。0.22マイクロシーベルト。それから、公園でございますが、11月25日に測定して公表してございまして、0.22マイクロシーベルトとなってございます。

国では、来年1月1日から放射線に係る特別措置法が施行になるというような見通しもあるようでございます。その水準と申しますのは、0.23マイクロシーベルト未満にするということでございます。いずれにしても、国のほうでは0.23マイクロシーベルトというようなことでございまして、先ほど申し上げましたかすみがうら市の小中学校は、部分的には高いところもあるんですが、平均を見ますと0.196マイクロシーベルト、保育所については0.22マイクロシーベルトというようなことで、0.23マイクロシーベルトよりは下がっているというようなことでございます。

環境省から2年後に目指すと示された数字である毎時0.23マイクロシーベルトを上回っている施設も幾つかございますが、放射線量は、自然減衰率と申しますか、2年間で4割減衰すると言われており、今後、市内全施設において国の基準を下回るものと想定されます。しかし、市内においては、雨どいの下や側溝等の放射性物質がたまる、いわゆるマイクロホットスポットは比較的高い放射線量を示しているのが現状でございます。小中学校においては11月11日、全17校に測定器を配備しましたので、雨どいの下や側溝等の敷地内の細部を順次測定し、保育所等を含めまして高測定値の箇所につきましては順次除染対策を行ってまいります。

放射線測定器の配備につきましては、11月21日に専決処分の補正予算により、保育所用5台、公共施設用4台及び民間への訪問測定用8台、合計17台を予算化させていただき、現在、購入の手続をしている状況でございます。個人宅等の測定につきましては、少数の機器において短期間にたくさんのご家庭を効率よく測定できること、また、機器の取り扱いなど正確な測定方法が必要であることを考慮いたしまして、水戸市と同様、かすみがうら市は訪問測定を実施する予定でございます。今後は、機器が納品され次第、各公共施設の細部の測定を行うほか、測定を希望される方を対象に予約を受け付け、測定員を個人宅へ派遣し、訪問測定を実施していく予定となってございます。

また、家庭用手引書作成についてでございますが、不安もより多く抱えているものと認識しております。市といたしましても、放射線に対するさまざまな不安を軽減すべく、対策方針作成を進めているところでございます。策定後は、市の方針を1人でも多くの市民の皆さんに、広報誌等のあらゆる手段を駆使し周知していく予定でございますが、家庭用手引書につきましてもその手法の1つとして検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

〇議長(小座野定信君)

保健福祉部長 竹村 篤君。

「保健福祉部長 竹村 篤君登壇」

〇保健福祉部長(竹村 篤君)

山本議員の質問にお答えします。

さくら保育所の民営化について、1点目の民営化計画と今後の進め方ということのご質問でご

ざいますけれども、民営化の計画のこれまでの経過につきましては、9月1日に行われました全員協議会において市立さくら保育所の民営化計画案を示した後、さくら保育所の父兄を対象に保護者説明会を2回ほど実施した経過がございます。

そのときに、保護者全体を対象としました住民アンケートの結果からは、住民意識は、「国の動向などを踏まえ、民営化はやむを得ない」との意見もいただきましたけれども、さらに、来年度4月の民営化につきましては不安を抱く内容の意見もございました。それらを踏まえまして、先ほど市長から答弁もありましたように、さくら保育所の民営化につきましては期間を延長し、住民との共通理解を図った上で進めていくことに決定したものでございます。

次に、保育士などの職員の処遇についての質問でございますけれども、当市の公立保育所においては、平成23年4月現在の必要保育士数は85名であり、現在勤務する正職員は53名おります。不足する32名につきましては、臨時保育士で対応しているのが現状でございます。以上のことから、さくら保育所が民間に仮に移管したとしても、なお保育士は不足することが予想されております。正職員については、民営化された後も他の公立保育所に異動することになりますが、今後も継続して保育士の職務に当たっていただくことを考えております。また、民間移管後の臨時保育士の処遇でございますけれども、保護者や父兄の不安感を払拭するためにも、民間事業者に引き続き勤務できるよう雇用をお願いしていく考えでおります。

以上です。

〇議長 (小座野定信君)

土木部長 大川 博君。

[土木部長 大川 博君登壇]

〇土木部長 (大川 博君)

4点目の土浦協同病院移転に伴う地域開発についてのご質問にお答えいたします。

土浦協同病院の移転先につきましては、土浦市のおおつ野地区に決定したところです。この地区は、本市の戸崎地区に隣接する地区でありますが、現時点では協同病院移転に伴う具体的な開発などの構想はございません。

また、関連道路の整備についてですが、常磐高速土浦北インターチェンジからおおつ野ヒルズまでの区間が整備され、本年2月に開通したところでございます。本市では、開発構想同様、具体的な道路整備計画はございませんが、神立駅西口土地区画整理事業の事業化に伴い、今年1月に土浦市と本市による一部事務組合を設立し、事業を進めているところでございます。このような中、広域的な神立駅周辺地区整備の観点から、土浦市と協議をしていく必要があると認識しております。

〇議長(小座野定信君)

3番 山本文雄君。

〇3番(山本文雄君)

放射能汚染については、土浦、牛久、龍ケ崎、取手、阿見町など18市町村について、既に放射 能物質汚染対策特別措置法に基づく汚染状況重点地域を指定し、国へ申請しております。この指 定を受けると、国の全額負担で除染が進められることになります。例えば土浦市では、毎時1マ イクロシーベルトを超すホットスポットについては公表してこなかったが、11月15日、初めて情 報を公開し、1センチでの最高値は、右籾小9.21マイクロシーベルト、次いで、中村小が7.16マイクロシーベルトと非常に数値が高かったわけであります。

先ほどから説明がありましたけれども、かすみがうら市は、国の航空機モニタリング調査によれば、来年6月以降には基準値以下になるだろうという予想が出ておりますが、当面、その間のホットスポットについては、各学校等でどのような対処をしているのかお伺いいたします。

それから、11月1日現在、県保健体育課発表の資料に、学校給食食材の放射性物質検査状況があります。その中に、実施済み、実施予定、検討中という項目がありますが、かすみがうら市はいずれも空欄になっており、県南地区では本市だけであります。このことは、かすみがうら市が、調査時点で給食食材の放射能検査を全く行わず、今後もその意思がないという現状を示しているものと推測されますが、その実態はどうなのでしょうか、お伺いいたします。

この放射能については、特に若いお子さんを持つ若いお母さんたちが非常に心配しており、今回、子どもたちを放射線から守る対策を求める請願が提出されているところであります。この請願の内容は非常に多岐にわたるところでありますが、とりあえず市内の放射線量の実態については、測定箇所を何カ所か定め、定期的に検査を実施し、その結果を毎月の広報誌に掲載するなど、積極的に市民に情報を流し、市民の安全と安心を確保していただきたいと思いますが、市長の考え方をお伺いいたします。

〇議長 (小座野定信君)

教育部長 仲川文男君。

〇教育部長 (仲川文男君)

山本議員のご質問にお答えいたします。

まず、最初のご質問でございますが、小中学校における放射能の除染関係でございます。これ につきましては、この後の川村議員の一般質問にもお答えする予定でおりましたが、ただいまご 質問がありましたので、先に一部お答えを申し上げたいと思います。

まず、学校における放射能の測定につきましては、既に9月の定例会におきまして補正予算を可決していただきまして、17台購入して、各学校へ配布をいたしました。その中で、いわゆるホットスポットとなり得そうな場所、これにつきましては各学校に測定をお願いしております。その結果、高い放射線量が測定された場合、児童生徒の無用な被曝を低減させる、そのためにも除染を実施していきたいと考えております。この方法につきましては、例えば表土を削るなど簡易に除染が実施できるところは速やかに各学校で対応していただき、また、除染するまでは立入禁止等の措置を講じるなど、各学校へ指示をしたところでございます。その中で、基準につきましては、先ほど総務部長がご答弁申し上げましたように、環境省が示しました数値、毎時0.23マイクロシーベルト、これを学校における除染基準にも適用するということにいたしましたので、改めて11月29日に再通知をしたところでございます。そのような対応を学校においても進めていくという内容でございます。

続きまして、給食の食材に関するご質問がございましたので、お答えを申し上げたいと思いま す。

まず、学校給食における食材に関しましては、現在、出荷制限のされていない食材を使用して おります。これにつきましては、国が基準値を定めておりまして、その範囲内であるという食材 を使用しております。ちなみに、米飯給食用のお米につきましては、今年度産米につきましては、 先般11月26日付で財団法人茨城県学校給食会のほうから検査結果が来ておりまして、放射性ヨウ 素、放射性セシウムいずれも不検出という結果をいただいており、お米につきましては安全とい うふうに確認をしたところでございます。

それ以外の食材につきましては、これも今般の一般質問に中根議員から質問をいただいておりますが、先に一部お答えをしたいと思います。今後、国から、食材等に含まれる放射線物質も測定可能な機器が市に貸与されると伺っております。その機器が貸与されるに当たりまして、検査体制をどのように整えるか、これから検討を進めていくという状況にあります。

以上でございます。

〇議長 (小座野定信君)

総務部長 山口勝徑君。

〇総務部長(山口勝徑君)

私のほうからは、放射線を測定した結果の公表についてでございます。公表につきましては、 現在も、先ほど申し上げましたように、市内小中学校、保育所、公園等々40カ所の測定をして、 毎週公表しているところでございますが、今後につきましてもそういった測定結果を公表してい くというようなことは継続してまいりたいと考えております。

さらに、小中学校のホットスポットあるいはマイクロホットスポットの測定結果、あるいは除 染等の作業をした場合、あるいは、小学校、中学校ばかりではなくて、保育所、さらに民間に訪 問測定をするというようなことでございますが、地域の測定結果についても公表してまいり、市 民の皆様に安全安心を提供していきたいと考えてございます。そういったことでご理解を賜りた いと思います。

以上でございます。

〇議長 (小座野定信君)

3番 山本文雄君。

〇3番(山本文雄君)

学校では、いち早く測定器を購入していただいて、各学校1台というようなことで測定していただいているというようなことでありますけれども、その結果については父兄たちにどのように報告しているのか、お伺いいたします。

〇議長 (小座野定信君)

教育部長 仲川文男君。

〇教育部長 (仲川文男君)

お答えを申し上げます。

各学校で測定された測定値でございますが、基本的には週1回の定期的な公表ということで、 それ以外については推移を観察していただくということで、基本的には毎日測定を学校でしております。極端な測定値があらわれたというような場合には、教育委員会へまず報告をしていただくということで対応しているという状況でございます。

以上でございます。

〇議長(小座野定信君)

3番 山本文雄君。

〇3番(山本文雄君)

先ほど総務部長のほうから、家庭用の手引書については検討するというような内容がありましたけれども、これぜひ、検討ではなく、実際パンフレットを簡単なものをつくって、各家庭に全部配布していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇議長(小座野定信君)

総務部長 山口勝徑君。

〇総務部長(山口勝徑君)

そのように各家庭に配布いたしたいと考えております。またさらに、放射線の特徴ですか、例えばセシウムにすれば134と137がございまして、それぞれの半減期は大きく異なってきますので、そういった情報もあわせて手引書等に記載をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

〇議長(小座野定信君)

3番 山本文雄君。

〇3番(山本文雄君)

保育所の運営費につきましては、市立保育所の運営を支えるために、市町村が支出した金額の 2分の1を国が負担するという制度になっております。この運営費について、新聞によれば、廃 止案が浮上してきたという報道がなされております。

そこで、市長が現在進めようとしているさくら保育所の民間委託については、こうした国の動 向も踏まえて、もう一度内部で慎重に検討、協議し、しっかりとした計画を立て、市民や父兄な どから不安や苦情等が出ないよう粛々と進めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

〇議長(小座野定信君)

保健福祉部長 竹村 篤君。

〇保健福祉部長(竹村 篤君)

今、保育所の民営化につきまして、しっかりとした計画を立てて、住民の不安を払拭するような形で進めていくようにというのが議員の質問内容かと思います。それについては、そのようなことも踏まえまして期間を延長した経過がございますので、ご理解願いたいと思います。

また、運営費用そのものでございますけれども、現時点では、民間に委託する場合、規模によりますけれども、1人当たりの運営費が決められております。その分が、公立と民間で若干経費等が変わってくる。主に人件費が大きいものかと思いますけれども、変わってくるものと考えております。

以上です。

〇議長 (小座野定信君)

3番 山本文雄君。

〇3番(山本文雄君)

きのう、文教委員長から委員長報告があったんですが、きょうも市長のほうからの話で、24年 4月の民営化に向けておそらくやっていたと思うんですが、それがいろいろな事情が生じて、25 年ぐらいになったのかなというようなんですが、さくら保育所は、執行部としては最終的にいつ ごろ民営化を実施するつもりなのか、その辺、計画としてわかれば、お願いしたいと思います。

〇議長 (小座野定信君)

保健福祉部長 竹村 篤君。

〇保健福祉部長(竹村 篤君)

先ほども申しましたように、全体計画とあわせて今現在進めているわけですけれども、さくら保育所につきましては、25年4月の民営化に向けて事務手続を進めているという内容でございます。

以上です。

〇議長(小座野定信君)

3番 山本文雄君。

〇3番(山本文雄君)

きのうの資料に基づきますと、9月26日に第1回の説明会があったというようなこと、それで、 そのときには、24年4月に民営化するというようなお話をしたのかどうか、その辺をちょっと。

〇議長 (小座野定信君)

保健福祉部長 竹村 篤君。

〇保健福祉部長(竹村 篤君)

第1回の説明会につきましては、その前に議会全員協議会でもお示ししたかと思いますけれど も、24年4月民営化ということで当初は進めていたのは事実でございます。

〇議長(小座野定信君)

3番 山本文雄君。

〇3番(山本文雄君)

それで、11月8日に第2回の説明会がありまして、その席上では、25年にずれ込んだというようなことを父兄に話したんですか。

〇議長(小座野定信君)

保健福祉部長 竹村 篤君。

〇保健福祉部長(竹村 篤君)

第1回の説明会を踏まえまして、いろいろアンケートをとりました。第2回説明会に当たって、 あと、時期的なこともなかなか押し詰まった中で、アンケートの内容的にもちょっと難しいのか なということも踏まえまして、2回目の前に内部協議で、ある程度の見直しが必要だという方向 性を出した経過がございます。

〇議長(小座野定信君)

3番 山本文雄君。

〇3番(山本文雄君)

そうしますと、9月26日には「4月1日から民営化する」、1カ月ちょっと変わった第2回の説明会、11月8日には「25年の4月」というような話をしますと、市役所というのは1カ月足らずでこんなに簡単に変わってしまうのか。どうなっているんだろうというふうな疑問を持っている父兄たちが相当おります。そういうことのないように、発表したならば、本当にその期日で粛々と進めていくのが行政じゃないかなと思いますので、ひとつ、不安をあおらないようなそう

いうふうなこれからの計画を立てて頑張っていただきたいと思います。

それから、今後の進め方として、移管先の法人の公募、選定についてはいつごろ実施する予定 でおりますか。

〇議長 (小座野定信君)

保健福祉部長 竹村 篤君。

〇保健福祉部長(竹村 篤君)

実際にこの内容、民営化についてはまだ議決をいただいておりません。そういうことで、今後、全体計画を、3月の定例会になろうかと思いますけれども、その中で議決をいただいて、実際、公募につきましては、来年度24年度になってからと考えております。

〇議長 (小座野定信君)

以上です。

3番 山本文雄君。

〇3番(山本文雄君)

そうすると、この資料を見ると、9月2日、地権者から同意をもらったということですが、民営化になっても、市が引き続きこの土地につきましては契約をするのかどうか、それとも、契約 先が新たに契約を結ぶのかどうか。

それからまた、土地代金ですね。さくら保育所については代金が相当かかっていると思います。 770万ぐらいになっていると思うんですが、そのとき、支払いは市で持つのか、それとも、移管 された業者のほうが持つのかどうか、その辺はどういうふうに執行部のほうで考えているのか、 お伺いいたします。

〇議長(小座野定信君)

保健福祉部長 竹村 篤君。

〇保健福祉部長(竹村 篤君)

初めに、地権者の同意を得たということの内容ですけれども、さくら保育所につきましては、 ご存じのように、民間からの借地でございます。20年の契約が本年度末24年3月で切れる予定に なっております。そのことも踏まえて、新たに来年度以降の借地をお願いしてということで、そ ういう同意を得たということです。そのとき、「民営化を予定しております」という話も地権者 にお話をしました。そのときに地権者のお話の中で、「市が借り主として契約するのであれば、 そのまま継続して借地として問題ないですよ」という話でございましたので、その辺は、まず地 権者とは市が借り受けるという形で考えております。

その後、民営化した場合どうするかという話でございますけれども、それが2点目の山本議員の質問かと思います。その借地料につきましては、市が借り受けて、民間事業者にその分を負担してもらうという形で考えております。

以上です。

〇議長 (小座野定信君)

3番 山本文雄君。

〇3番(山本文雄君)

はい、わかりました。

それから、この資料なんですが、資料の中で、民間委託された場合には、正規の職員である保育士、調理員はすべてかわると、これは当然であると思いますけれども、一定期間、公立の保育士さんと移管先法人の保育士が共同で保育に当たるという、そういうふうなことが書いてあるんですね。そうすると、さくら保育所は相当クラスがあるんです。各クラス1名ずつ保育として、早く言えば、執行させるのかどうか、その辺。それと、一定期間というのは、どの辺の期間を考えているのか、あわせてお伺いいたします。

〇議長(小座野定信君)

保健福祉部長 竹村 篤君。

〇保健福祉部長(竹村 篤君)

議員ご指摘のように、さくら保育所は児童数が190名前後、ゼロ歳児からおります。そういう中で、期間的にもそういう共同保育の時間、余裕を持った期間が必要かというふうにも考えております。そういうことも踏まえまして、民営化の時期を送ったという、そういう背景もございます。そういうことで、ある程度、父兄が不安を抱かないような、子供たちと父兄が新たな事業者となじむといいますか、時間的余裕をとれるような方向で、先ほど言いましたように、来年度の事業になりますけれども、そういうところは十分時間をとっていきたいと考えております。

〇議長(小座野定信君)

3番 山本文雄君。

〇3番(山本文雄君)

共同で保育に当たるというようなことで、公立のほうからクラスに1名ぐらいの職員を出向させるのかどうかということを聞いているんですが。

[「暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり]

〇議長(小座野定信君)

暫時休憩します。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前10時57分

〇議長(小座野定信君)

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

答弁を求めます。

保健福祉部長 竹村 篤君。

〇保健福祉部長(竹村 篤君)

先ほど、大変失礼いたしました。

議員の質問の共同保育のやり方、具体的な内容で、一人一人保育所に派遣するのかというような具体的な質問でございますけれども、この共同保育につきましては、実際に来年度実施するという中で、父兄等の関係者と協議しながら、時間をとってその方法についても協議して、父兄並びに子供たちが不安にならないよう、そういうふうに進めていきたいと考えております。詳細については、そのときに事前に協議していきたいということで考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

〇議長 (小座野定信君)

3番 山本文雄君。

〇3番(山本文雄君)

さくら保育所全体として民間委託した場合に、実際に運営費がどのくらい削減できるのか、概 算で結構ですので、お答え願います。

〇議長(小座野定信君)

保健福祉部長 竹村 篤君。

〇保健福祉部長(竹村 篤君)

今現在の規模で、通常、民間には委託費という形で市から出ているわけでございますが、それとの差額で約2000万、あとさらに、現在、今年度はちょっと多いんですけれども、22年度ベースで臨時保育士の経費で4000万かかってございます。実際、民営化することによって、さくら保育所の正職員にほかの公立に異動してもらうということで、その分、臨時保育士そのものが計算上は必要なくなります。それは規模によってもまた変わってくるわけですけれども、ざっくりその部分が4000万程度見込めるということで、単純に6000万前後見込める計算になっております。

以上です。

〇議長 (小座野定信君)

3番 山本文雄君。

〇3番(山本文雄君)

わかりました。

いろいろと申し上げてまいりましたが、当市の行財政、政治課題は山積しております。特に副市長には、これから高い見識と調整能力をいかんなく発揮されて、市政の確立、振興のため、大きな足跡を残してくださるように心から期待をしております。

また、最後になりますが、土浦協同病院の移転地と神立駅の東部地区を連絡する道路の整備、 さらにはその2つの拠点を結ぶ周辺地域の開発については、新しいまちづくりの課題として検討 するべきではないかということをご提案申し上げまして、私の一般質問を終わります。

〇議長 (小座野定信君)

3番 山本文雄君の一般質問を終わります。

次いで、発言を許します。

1番 川村成二君。

「1番 川村成二君登壇〕

〇1番(川村成二君)

平成23年第4回定例会に当たり、既に通告の内容に従い、一般質問をさせていただきます。 1番目に、学校における放射能対策についてお伺いいたします。

福島第一原発の爆発事故による放射能問題は、事故から8カ月経過した今も各地に大きな影響を与えています。そうした問題への対応には行政間で大きなばらつきがあり、そのばらつきには、市民の声を真摯に受けとめ、市民のためにと行動する積極行政、そして国の方針や指示を待つ受け身行政に大きく二分できるように思えます。当市の状況はといえば、後者の受け身行政ではな

いでしょうか。それぞれに言い分があり、どちらが正しいとは言えませんが、市民からは、「もっと積極的な対応がほしい」あるいは「目に見える行動をしてほしい」との声があるのも事実です。さらに、子供たちへの放射能対策については、多くの父兄が市の積極的な対応を求めているところです。

私が勤めます日立建機の社員社宅では、10月下旬に住民が運営する自治会で放射線量測定器を 1台購入し、放射線量の測定と対応策の検討を始めました。それにあわせて、子供たちが通う、 近接する下稲吉小学校にホットスポットのような実態がないか測定を試みました。測定結果を見 ますと、体育館の周りの一部の地表で2マイクロシーベルトを超える高い放射線量が検出された ことから、この測定結果を教育委員会へ報告、説明するとともに、対応策について打ち合わせを させていただきました。その後、教育委員会はみずからが市の測定器で実態を把握したところ、 指摘のあった地表からやはり高い放射線量値が検出されたので、暫定ではあるが、除染を実施し ましたとの報告を受けました。

こうした実態があったことを踏まえ、1番目の質問として、放射能問題については多岐にわたる対応が求められるところですが、将来を担う子供たちが通う学校の放射能対策は優先的に対処されている現下の世間状況をかんがみ、学校における放射能対策を今後どのように行うのかお伺いいたします。

2番目に、通学路の安全確保策についてお伺いいたします。

9月に牛渡にお住まいの方から、「南中学校への通学路(通称水資源道路)は道幅が狭く、車がすれ違うたびに子供たちが危険な状態になっているので対策をしてもらいたい」との話がありました。この件について担当部に聞いたところ、対象道路は歩道を設置する計画があり、用地買収も約7割終え、今年度も継続事業として取り組んでいるとの説明がありました。さらに詳しく状況を聞くと、残りの用地買収には厳しい箇所もあり、歩道完成の時期は見通しが不透明な状況であるということもわかりました。

道路整備に取り組んでいること、歩道完成までに時間を要することなど、現状を市民に説明し、理解をしていただきました。しかし、対象道路の整備の主な目的は通学する子供たちの安全確保ですが、現状はというと、道路の車道外側線、いわゆる白線もほとんど消えており、側溝のない部分では、汚泥が道路にはみ出していたり、雑草が茂り、通学の妨げになっているなど、安全確保の対策が進められていないのが現状です。

整備計画のある道路は、整備するのだから、完了まで何もしなくてもよいということではなく、 歩道を必要とするぐらい切迫した対策が必要という状況から、常に安全確保という「本質の目 的」の達成に目を向けて、整備事業完了までどのように対処すべきかが行政に求められる対応、 すなわち、整備だと考えます。

本件の水資源道路に関しては、早期対応を担当部に求めましたが、市街地においては、車もすれ違えない狭い道路を多くの生徒が通学路として利用しています。市として、子供たちの通学路の安全管理と安全確保策をどのように行っているのか、お伺いいたします。

3番目に、公園のあり方と市街地における公園の必要性について、4点お伺いいたします。

東日本大震災では、多くの方が避難しました。避難所及び避難場所については、地震ハザードマップに19の避難所、そして、18の避難場所が掲載されています。しかし、このハザードマップ

を見て感じることは、過去から現在にかけて既存する施設を単に避難先に指定したにしか思えず、 行政が計画的に設置したものとは到底見てとれません。執行部の皆様も一度ハザードマップを広 げていただき、かすみがうら市の避難所、避難場所が適切なのかどうか、震災による避難のイメ ージを膨らませながら検証していただきたいと思います。

東日本大震災を経験して、現在の避難所や避難場所の配置でどのような課題があるのか、避難 経路は効率的に確保されているのか、市民の声を参考に見直していくべきだと痛感しています。 避難所を新たに設けることは膨大な費用が必要であり、長期的な計画の裏づけも必要ですが、避 難場所はエリア配置を早い段階で計画、確保していくことが肝心だと考えます。

そうした避難場所として公園設置が有効であり、東日本大震災を経験して防災計画の見直しを 市は進めていると思いますが、1点目に、避難場所と公園のあり方をどのように考えているのか お伺いいたします。

2点目は、公園管理に端を発した法令等が関連する問題に対する市の対応について伺います。 現在、一定規模以上の開発行為(宅地開発)については、道路用地、水路用地、公園用地などは「新設公共施設」として設置し、開発行為終了後に市に帰属することになっています。そうした帰属されたものだけが新たな公園として生まれていますが、私が住みます下原区自治会でも6カ所程度あり、滑り台や鉄棒などの遊具施設が設置され、年数の経過とともに腐食等による危険性も増してきています。

造成から20年以上経過している箇所もあり、事故時の責任の所在について、市に公園等の管理 と責任の明確化について考えを尋ねたところ、市の回答は、「すべて責任は自治会にある」との ことでした。市の所有物であることや、県の法制担当や自治会が加入している保険会社の見解を もとに、平成21年に行政相談を行ったところ、市の考え方は間違っているとして行政相談員から 市に指導がなされました。それを受け、市は、「すべての責任は自治会にある」とした回答を全 面撤回し、「公園用地が市に帰属されていることで、遊具施設の不備により事故が発生した場合 の責任は市にある」との回答を再度提出してきました。

市が外部に出す書面を全面撤回することは全くお粗末な限りで、なぜ回答を提出する際に、法的な検証、確認が行われなかったのかはなはだ疑問に思えます。県では、陳情等に対しては、法制担当と協議を行い、庁議に諮り、初めて回答を行っていると伺っております。市として、外部提出文書等について、法令等の問題の有無の検討がどのように行われているのかお伺いいたします。

3点目は、公園の遊具修繕に関する補助の考え方について伺います。

先ほど、公園等の管理と責任の明確化について自治会と市が問答した中で、市から「開発行為による設置された公園管理について」と称する文書が提出され、この中で、「遊具の新設・修繕に関することについては、補助制度を活用願います」とありました。

市が行う補助は、市が民間や市以外の団体等に公益上必要と認めた場合に行うもので、市に帰属する遊具施設、いわゆる自分のものに補助する(市のものに市が補助する)という考え方は適切ではないと考えます。このような場合には、地域の方々が利用するので、市が行う新設修繕費用に当該自治会から一部負担を求めるというような負担金制度が正しいのではないかと考えます。開発行為により設置された公園の管理責任は、当該自治会ではなく、市にあると公式文書により

修正されているにもかかわらず、いまだに市の考え方が見直されていないからではないかと考えます。 改めて、公園の遊具修繕に関する補助の考え方について、伺います。

次に、当市の避難所及び避難場所については、先ほど、地震ハザードマップから見て不十分ではないかと申し上げました。住宅が密集する市街地においては、避難場所としての公園だけでなく、高齢化が進む地域性や、親子が安心して過ごすことができるゆとりの場としての公園は有効であり、都内でも多くの公園が計画、配置されています。公園で高齢者が語り合う姿や楽しく過ごす親子の姿が多く見られるいこいのあるまちづくりは、市民からも求められています。また、開発行為により緑が失われつつあります。パブリックスペースとして緑地を残すことは、地球温暖化の防止策として地方が取り組める方策とも考えられます。

こうしたことから、4点目に、市街地における公園の必要性について、市の考えをお伺いします。

4番目に、市職員のスキルアップについてお伺いいたします。

10月22日に市事業仕分けがあじさい館で行われました。終日、仕分け人と市職員のやりとりを 傍聴させていただき、質問に対して的確にこたえる職員もいれば、質問の趣旨を理解することな くこたえてしまう姿も見受けられました。また、準備不足や資料の不備も指摘され、答弁に窮す ることも見受けられ、事業仕分け終了後に行われた政策シンクタンク構想日本のコーディネータ ーによる講評では、事業の仕組みの古さや精査の甘さなども指摘され、職員にとっては厳しい反 面、勉強になった1日だったのではないでしょうか。この事業仕分けの内容及び講評が全職員に 十分伝わり、今後の業務の糧になることを期待しています。

1点目の質問は、市職員のスキルアップは計画的に行われているのか、また、その具体的な計画方針と達成度合いについてお伺いします。

最後に、職員のスキルアップに効果のある技法の導入について、提案も兼ねてお伺いします。 技法の名称は、バリュー・エンジニアリング、略称VEと言われるものです。1947年にアメリ カで開発され、1960年に我が国に導入されました。当初は、製造メーカーの資材部門に導入され、 そのコスト低減の成果の大きさが注目されました。その後、企画、開発、設計、製造のほか、物 流、事務、サービスなどへも適用範囲が広がり、あらゆる業種で活用され、企業体質の強化と収 益力の増強に役立っています。製品だけでなく、サービスにも活用できることがポイントです。

VEは、公益社団法人日本バリュー・エンジニアリング協会(略称日本VE協会)が推進しており、システム化された手順によって価値の向上を図る手法を取り入れ、直面する業務や問題解決に、「それは何のために?」「何を目的にしているのか」と問いかけるのが基本です。このVEは民間企業や大学だけでなく、国土交通省、群馬県、大分県、宮崎県、UR都市再生機構など多くの官公庁、自治体でも取り入れられ、大きな成果を上げています。大分県土木建築部の担当者からは、「VEマインドを持つ職員が発信源となり、日常業務にVEが浸透し、どのような場面でも改善意識が芽生え、小さな改善が大きな改善につながる相乗効果が生まれ始めている」との声もあります。

私が議員として、短期間ではありますが、市の職員の皆様と接して感じていることは、それぞれの事業や業務に対して、「それは何のために?」というVEの問いかけが日常的に行われていないのではないかということです。そうしたことから、職員の意識、マインドの中にVE技法を

取り入れることは大変有効な手段ではないかと考えます。

そこで、2点目に、職員のスキルアップ手段として、バリュー・エンジニアリング技法の導入 についてお伺いいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

〇議長 (小座野定信君)

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

〇市長(宮嶋光昭君)

川村議員のご質問にお答えいたします。

- 1点目、学校における放射能対策につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。
- 2点目、通学路の安全確保につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。
- 3点目、公園のあり方と市街地における公園の必要性につきましては、総務部長、土木部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、職員のスキルアップにつきまして、お答えいたします。

人材の育成や教育については、いろいろとご指摘、ご提案をいただいているところでございます。私は市長就任以来、職員人件費の削減を行政改革のテーマとして、職員の新規採用などを見送ってきたところでありますが、視点を変えると、現有職員の力を十分に引き出すことも大きなテーマになるわけでございます。

現代社会の著しい環境変化にはまさに驚くばかりでありますが、そのような中で行政サービスを担う職員は、時代の変化を敏感にキャッチし、必要なスキルアップをしていかないと、市民のニーズにこたえていくのは難しくなります。ご提案をいただきました手法も研究しながら、個々の職員の能力アップとともに、市役所としての総合力を高めたいと考えておりますので、ご指導のほどをお願いいたします。

ご質問の詳細につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

〇議長 (小座野定信君)

教育部長 仲川文男君。

[教育部長 仲川文男君登壇]

〇教育部長 (仲川文男君)

川村議員の質問にお答えを申し上げます。

1点目、学校における放射能対策につきまして、お答えを申し上げます。

先ほど山本議員に一部お答え申し上げましたので、重複する部分があろうかと思いますが、ご 了解を願いたいと思います。

まず、放射線測定器に関しましては、先般の第3回定例議会におきまして補正予算を可決いただきまして、放射線測定器17台を購入し、各学校へ配置をいたしました。これまでは市職員が測定を行ってきましたが、各学校において毎日測定を実施し、推移を観察していただくことにしております。

放射線に関しましては、建物の雨どいの下などから高い放射線量が検出されるなどの事象が報

道されまして、いわゆるホットスポットと呼ばれる場所が潜在的にある状況をかんがみまして、 現在、各学校へ配布いたしました放射線測定器により、雨どいの下、吹きだまりなど、ホットス ポットとなり得そうな場所の測定を各学校においてお願いしているところでございます。

今後、測定の結果により、高い放射線量が測定された場合は、児童生徒の無用な被曝を低減させるためにも除染を実施していきたいと考えております。除染の目安といたしましては、当初でございますが、8月26日の文部科学省からの通知に基づき、毎時1マイクロシーベルト以上の値が計測された箇所としたわけでございます。その場合には、表土を削るなどの簡易に除染が実施できるところは速やかに各学校で対応いただき、また、除染するまでは立入禁止の措置を講じることなどの指示を各学校へ行いました。

しかし、環境省が示しました数値、毎時0.23マイクロシーベルトを学校における除染基準にも 適用することといたしましたので、改めて各学校へ再通知をしたところでございます。各学校に おいては、測定結果に基づきまして基準値を超えた箇所については、先に指示をした方法等によ りまして対応をすることになります。今後とも放射線の低減に努め、児童生徒の安全の確保を図 りたいと考えております。

2点目、通学路の安全確保策につきまして、教育委員会の立場からお答えを申し上げます。

まず、市内小中学校の通学路につきましては、児童生徒の通学時における交通安全を高めることを目的として必要な事項を定めました「かすみがうら市立小中学校の通学路に関する要綱」によりまして通学路の指定を行っております。通学路につきましては、各学校において、学校長が学区内の交通事情等を把握し、児童生徒の通学に適切な道路を通学路として定め、教育委員会へ届け出をいたします。定めた通学路は、児童生徒が安全に登下校できるよう点検を実施することとしております。また、事故防止のため、児童生徒に対しまして、交通安全意識の高揚を図るための交通安全教室などを行っているところでございます。

学校においては、通学路の点検や保護者からの情報などにより、通学路として危険な箇所の把握に努めております。これらを改善するために、道路施設や交通安全施設などが必要と判断された場合には、教育委員会に要望書が提出されます。要望いただいた内容については、市所管であれば、それを管理する部局へ要望しているところでございます。また、信号機や交通規制を伴うもの、国道・県道などの施設につきましては、担当部局を経由しまして関係機関へ要望をいただくよう依頼をしているところでございます。これまでも歩道の整備や信号の設置など、状況に応じまして関係機関へ要望を行ってまいりました。今後も、児童生徒の通学路における安全確保は重要と認識をしております。そこで、関係機関への対応をさらに求めていきたいと考えております。

以上でございます。

〇議長 (小座野定信君)

総務部長 山口勝徑君。

「総務部長 山口勝徑君登壇」

〇総務部長(山口勝徑君)

3点目1番、避難場所と公園のあり方をどのように考えているのかにつきまして、お答え申し上げます。

現在、本市における避難所兼避難場所につきましては、災害時に自宅の倒壊・焼失等に伴い生活の場を失った市民の臨時的な生活の拠点となりますので、比較的対応可能な各小中学校や公共施設を、また、災害時に自宅において危険を感じたときに一時的に避難する避難場所につきましては、相当の敷地を有する公共施設等を中心として指定しているところでございます。

これらの避難場所等につきましては市防災計画において位置づけされており、計画策定の際に、 特に避難所兼避難場所につきましては、施設の構造、収容人数や地域性を考慮しながら、避難所 と避難場所を兼ねる施設として指定し、また、避難場所につきましては、生活拠点とするまでの 収容人数の設備は整っておりませんが、危険を回避するため、より多くの市民が一時的に避難で きるよう避難所兼避難場所の補完的な意味合いも含めて指定しておるところでございます。

避難場所は、災害発生時にリスクを抑えるためにも、より身近な場所に存在することが望ましいと考えておりますが、ご指摘のように、現在指定している避難場所は、箇所数、地域性も含めて検討の余地は残されていると考えているところでございます。避難場所には、火災による類焼や倒壊等のおそれのある建物等がないことが望ましいとされており、そのような観点からも、ご提言のような公園や広場が身近に存在することは危険を回避する上で大変有効な手法であると認識しているところでございますが、今後、防災計画の見直し作業を進めていく中で、利用可能な土地、施設等の再検証や住居特性も含めた避難所、避難場所の設定や避難経路の研究なども進め、総合的な体系づくりを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

4点目、スキルアップにつきまして、お答えいたします。

職員のスキルアップについては、平成19年3月に策定した人材育成基本方針に基づき、必要とする職員像を「みずから律し、市民の目線で考え、行動する職員」として、職員研修、人事管理、職場づくり、福利厚生の4つの視点から、体系的に人材育成を推進しているところでございます。その中でも、ご質問をいただきました職員のスキルアップである職員研修については、毎年度、「職員研修計画」を策定し、行政需要や職員の希望に対応しながら実施している状況であり、具体的には、自己啓発やOJTのほか、職場外研修として、全体研修や階層別研修、さらには派遣研修を実施しているところでございます。

特に派遣研修については、国の研修機関における専門的な知識の習得のほか、茨城県自治研修所における各種研修に関しては、受講者の公募や所属長による推薦を取り入れることにより、みずから学ぼうとする意欲ある職員の能力開発を推進しております。この自治研修所の研修内容については、受講者の意見等を踏まえ、行政需要に応じ毎年内容が見直されているほか、市でも全体研修の科目に取り入れるなどして資質向上に努めておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

また、ご紹介のありましたバリュー・エンジニアリングにつきましては、窓口事務や内部業務の改善をはじめ、行政評価における改善策の検討などにおいて、政策や事業の質と効果を高めるために、幅広い場面で活用できる技法であると認識したところでございます。このような技法を職員が身につけることによって、ご質問にもありました事業仕分けのような議論が職場内でも活発に行われるようになり、仕事の本質を考え直したり、市民への説明責任が徹底できるほか、費用対効果に関する意識も一層強化できると思いますので、その手法や先進事例などを研究しなが

ら、職員研修への位置づけが可能かどうか今後検討を進めたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

〇議長 (小座野定信君)

土木部長 大川 博君。

「土木部長 大川 博君登壇〕

〇土木部長 (大川 博君)

3点目の「公園のあり方と市街地における公園の必要性」についてのご質問にお答えいたします。

初めに、市が提出した回答を市民の指摘により全面撤回した。また、法令等の問題有無の検討はどのように行われているのかとの内容についてですが、議員のご指摘は、開発行為により設置された児童公園等の管理と責任の明確化について、平成21年12月に回答した内容かと思います。これらの経過等については、議員ご指摘のとおりでございます。これらを踏まえまして、現在の対応について、お答えいたします。

区長要望に関しましては、担当課において、内容の確認とともに、担当者が回答書を作成し、 文書事務規程、事務決裁規程に基づき対応しております。その中で、法令等の問題があれば、法 制担当との協議、あるいは弁護士と相談をしています。今後とも、回答内容を十分精査し、法的 な部分についてもより一層注意を払ってまいります。

次に、公園遊具修繕に関する考え方についてですが、現在の対応は、遊具を新設する場合や修繕の際には、かすみがうら市ちびっ子広場補助金制度がありますので、この制度を活用していただければと考えております。補助内容は上限100万円、補助率は3分の2で、差額分は自治会の負担となります。また、遊具の老朽化で使用不能になった施設につきましては、撤去費が高額になり自治会の費用負担が大きくなることから、市で撤去することとしております。議員ご指摘の、補助制度、負担金制度のあり方については、今後議論を深めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、市街地における公園の必要性についてですが、言うまでもなく、公園は都市計画法でも 都市施設として位置づけられており、市民のいこいの場所として重要な施設と認識しております。 市街化区域には、開発行為により設置された公園も多く、また、市が設置した都市公園もありま すが、市街化区域内の1人当たりの公園面積は低い状況にあります。現時点での整備計画はござ いませんが、当面は維持管理を十分に行い、市民がいこいの場所として気持ちよく利用できるよ う管理していく考えでございます。

次に、順序が違って大変申しわけありませんが、2点目の通学路の安全確保の中で、南中学校への通学路、通称水資源道路の歩道整備の件についてお答えをします。

赤塚入口五差路から県道石岡田伏土浦線までの全体規格延長2,460メートルの歩道整備を行う もので、現在、平成21年度から用地交渉を進めているところでございます。平成24年度には一部 着工できるよう努めたいと考えております。ご指摘がございました道路の維持管理については、 配慮をしてまいります。

以上でございます。

〇議長 (小座野定信君)

1番 川村成二君。

〇1番(川村成二君)

それでは、2回目の質問をさせていただきます。まず、第1番目の学校における放射能対策についてですが、早速ですが、VE技法を使わせていただきたいと思います。17台購入し、学校へ配備した、この目的は何なのか、お伺いします。

〇議長 (小座野定信君)

教育部長 仲川文男君。

〇教育部長 (仲川文男君)

お答えを申し上げます。

17台放射線測定器を購入した、その目的でございます。まず第1点目は、当時、当市においては放射線測定器が2台しかありません。2台では、当然17校、その他の施設もございます。測定するに当たりましては、時間的、さらには週1ということを考えれば、不足するのが当然であります。ですから、まずは数を確保し、常時測定できる体制を整える。その中で、各学校における線量の推移を見ることが可能。さらには、先ほどご答弁申し上げました、いわゆるホットスポット等の箇所の確認といいますか、発見といいますか、そういうものも可能になるという意味合い、理由での購入を計画し、購入し、配布をしたというところでございます。

以上です。

〇議長(小座野定信君)

1番 川村成二君。

〇1番(川村成二君)

今の回答は、私から言わせれば、目的のための手段なんですね。だから、やはりその辺がはき違えているのかなと。目的は、私が思うには、やはり市民に安心を与える。子供たちに安全を確認してもらう。そのために測定器を購入する。ですから、目的をはっきりしていないことが、やはりいろいろやりとりしていて、答弁がかみ合わない部分だと思っております。ですから、目的は、市民に安全安心を与えるために、測定器を買う、測定する、除染する、そういう手段をとるということではないんでしょうか。

〇議長(小座野定信君)

教育部長 仲川文男君。

〇教育部長 (仲川文男君)

ただいまの川村議員の見解に対してどうかというお答えについては、おっしゃるとおりかと思います。ただ、目的があって、その目的に向かって進めていくことに対しては、順序は違うかも しれませんが、私のご答弁も外れではないのかなと思います。

以上です。

〇議長 (小座野定信君)

1番 川村成二君。

〇1番(川村成二君)

手段と目的がつながっているということでは一致ですので、それは問題ないんですが、私がこ

れで言いたいのは、目的のために達成する手段がいろいろあるわけですね。ただ、そこでもう1つ、執行部の皆さんが目的に向かって明確に指示を表明していないというのが、要は、公表の仕方です。学校の放射線対策について、各学校に放射線測定器を配備しました。では、測定結果をどのように公表するんですか。その辺の回答がない。

先ほど山本議員の中で、週1回の定期公表ということがありましたが、私の答弁にはそういうことはありませんでした。その公表の仕方をどのように学校に指示をしたのか、そこをお聞かせください。

〇議長 (小座野定信君)

教育部長 仲川文男君。

暫時休憩とします。

休 憩 午前11時40分

再 開 午前11時42分

〇議長 (小座野定信君)

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

答弁を求めます。

教育長 菅澤庄治君。

〇教育長 (菅澤庄治君)

せっかく各学校に買っていただいたのですから、そして、測定したのですから、それを公表しなければ買った意味はございませんので、公表をしていきたい。各学校では、学校だより、それから、PTAの集まり等の機会があると思います。そういうところで事実を公表して、ホットスポット、いわゆるマイクロホットスポットで高いところもありますので、それらはみんなで除染しようというような方向でいきたい。教育委員会につきましては、1週間に一遍、集約したものを公表したいと考えているところでございます。

以上です。

〇議長 (小座野定信君)

1番 川村成二君。

〇1番(川村成二君)

11月23日に放射能汚染から子どもを守ろうという集まりと市長が懇談したということはご存じですか。その中で、「学校ごとの測定結果をホームページで公開されるのか」という質問に対して、市長は「学校ごとに保護者へ手紙で公開する予定」という発言をしております。考え方が少しずれているように思いますが、いかがでしょうか。

〇議長 (小座野定信君)

教育長 菅澤庄治君。

〇教育長 (菅澤庄治君)

市長が言う手紙というのは、学校だよりのような文書だと考えております。

〇議長(小座野定信君)

1番 川村成二君。

〇1番(川村成二君)

そうしますと、学校だよりで公開する、連絡をするという認識でよろしいのでしょうか。

〇議長 (小座野定信君)

教育長 菅澤庄治君。

〇教育長 (菅澤庄治君)

それでよろしいと思います。

〇議長 (小座野定信君)

1番 川村成二君。

〇1番(川村成二君)

学校の放射能対策に対する取り組みは、例えば「どこを測定しなさい」「除染はどのようにしなさい」「大規模除染があった場合はどのようにしなさい」、そういうふうな具体的な実行計画があって、それを各学校に共通に認識になるように指示をしているのかどうか、お伺いします。

〇議長 (小座野定信君)

教育部長 仲川文男君。

〇教育部長 (仲川文男君)

お答えを申し上げます。

測定箇所でございますが、これにつきましては、お示しいたしますように「かすみがうら市立 小中学校における放射線の測定及び除染手引」という冊子を作成いたしまして、口頭ではなく、 この冊子を各学校へ配布しまして、どの学校でも共通の認識のもと実施するということで対応し ております。

以上でございます。

〇議長(小座野定信君)

1番 川村成二君。

〇1番(川村成二君)

その手引に基づいて測定をすると、各学校の測定器は1台で足りるのか、足りないのか、その 辺の検討はされたのか、お伺いします。

〇議長 (小座野定信君)

教育部長 仲川文男君。

〇教育部長 (仲川文男君)

お答えをいたします。

現時点における過不足につきましてはございませんので、1台で間に合っているという状況で ございます。

〇議長 (小座野定信君)

1番 川村成二君。

〇1番(川村成二君)

学校における放射能の対策については、やはり父兄が一番心配しているところです。ぜひ十分 連携をとって、父兄、また子供たちに安全安心がしっかり伝わるように取り組んでいただきたい と思います。 続いて、2番目の通学路の安全確保策について、お伺いしたいと思います。

まず、水資源道路の用地買収の見通し、事業の完了時期については、先ほど24年度に一部着工するという話がありましたが、具体的な完了の見通し時期は現時点で予測できるのかどうか、その辺についてお伺いします。

〇議長(小座野定信君)

土木部長 大川 博君。

〇土木部長 (大川 博君)

見通しにつきまして、用地交渉の経過を見ていかないと、今の段階ではお答えはできません。 ただ、できる範囲、年次計画を立てて順次整備をしていきたいと、そういう考えを持っております。

〇議長 (小座野定信君)

1番 川村成二君。

〇1番(川村成二君)

そうしますと、安全確保策を継続するためには、やはり現状の道路を整備していく必要がある と思いますので、白線あるいは清掃、そういったところは継続してやっていただきたいと思いま す。

それから、教育委員会のほうへの確認ですが、要望書が学校から出されてきて、それに基づいて関係部署へ指示をしているというふうに話がありましたけれども、その要望書というのは、教育委員会で管理、そして、実行されたかどうかというフォローはされているのかどうか、お伺いします。

〇議長 (小座野定信君)

教育部長 仲川文男君。

〇教育部長 (仲川文男君)

お答えを申し上げます。

この要望書につきましては、先ほど答弁したような対応をしておりまして、その後のフォローに関しましては、その都度、要望をいたしました関係部署へ確認なり聞き取りをしているという 状況でございます。

以上でございます。

〇議長 (小座野定信君)

1番 川村成二君。

〇1番(川村成二君)

通学路の安全確保については、先ほどの答弁から感じるのは、学校側から連絡があって初めて教育委員会として対応するという状況、これはやむを得ないのかなと。ということは、学校側から積極的に要望を出す、これも通学路の安全を確保する上で大変重要なことだと考えております。そういったことで、やはり教育委員会のほうから学校に対しても、問題がないか定期的なフォローをする形で、市全体が通学路の安全について認識を持つような取り組みもぜひやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇議長(小座野定信君)

教育部長 仲川文男君。

〇教育部長 (仲川文男君)

お答えを申し上げます。

ただいまのお話のとおりだと思います。教育委員会、PTA、学校、やはり三者の中で危険個所等の早目の把握が必要であり、その対応のための、ただいまお話がありましたような取り組みが重要と認識しております。今後そのような形で進めたいと思います。

以上でございます。

〇議長 (小座野定信君)

1番 川村成二君。

〇1番(川村成二君)

続きまして、3番の公園のあり方等について、お伺いしたいと思います。

総務部長にお伺いしたいんですが、答弁の中で「防災計画の見直し作業を進めていく中で」という話がありました。震災から8カ月経過しております。その防災計画の見直しの中で、避難所、 避難場所等はどのように論議をされているのか、概略で結構ですのでお聞かせください。

〇議長(小座野定信君)

総務部長 山口勝徑君。

〇総務部長(山口勝徑君)

お答え申し上げます。

防災計画につきましては、現在、県のほうでも、3月11日の震災を動機といたしまして、見直 しがされているところでございます。それにあわせまして、市の防災計画の見直しも現在進めて いるところでございます。

今言われましたように、避難所につきましては、小中学校、公共施設、ある程度、面的に整備されているというような認識もありますが、避難場所につきましては、これは若干偏っているところでございまして、それを平均的に見直し、設置していくというような方向性で現在、担当者で協議しておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

〇議長(小座野定信君)

1番 川村成二君。

〇1番(川村成二君)

部長からの答弁で「偏っている」という発言がありましたので、そういう認識があるということは、今後改善されていくものという認識を持っておりますので、ぜひ防災計画の見直しに含めていただきたいと思います。

それから、公園関係で法令等の問題に対して市の対応に不備があったという部分については、 随分前の話ですし、現在はそういうふうな部分では確実にチェックされているということですが、 やはりこういう問題が発生するということは行政の体質の問題ではないのかなという部分があり ます。そういった部分についてやはり継続したチェックを、ここにいらっしゃる執行部の皆様は、 上がってくる文書を確実にチェックしていただきたいなと思います。

そして、公園の遊具修繕に関する補助の考え方について、ちびっ子広場遊具設置事業補助金交付要綱、これを使うということは、制度に対する適用が精査されていない、安易な対応策をとっ

ているのではないのかなという気がしますので、その辺について制度の精査をしたのか、その辺を土木部長にお伺いしたいと思います。

〇議長 (小座野定信君)

土木部長 大川 博君。

〇土木部長 (大川 博君)

精査はしてございません。今回の一般質問を受けまして、私の受けとめ方は、公園の管理の関係の要綱などをきちんと整備をするべきだと受けとめておりますので、そういう意味でご答弁をした次第です。まさに、補助金のあり方、負担金のあり方を今後考えていきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

〇議長(小座野定信君)

1番 川村成二君。

〇1番(川村成二君)

公園全体については、やはり費用も時間もかかる取り組みであります。そして、最近ですが、かすみがうら市総合計画後期基本計画の素案が配布されております。現在これを検討されている状況ですが、この中に「快適な住環境の整備、公園・緑地の整備に取り組む」とあります。この辺について、取り組む意思、取り組みに対してどのような思い入れがあるのか、市長、突然ではありますが、市長は総合計画の中における公園・緑地の整備に対してどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

〇議長(小座野定信君)

市長 宮嶋光昭君。

〇市長(宮嶋光昭君)

市内の公園に関しては、大分古くなっているような公園も見受けられるわけでありまして、また、公園の総面積等についても、特に市街地については不足するような箇所もあろうかと思います。これは常に精査して進めていかなければならないと考えております。

〇議長(小座野定信君)

1番 川村成二君。

〇1番(川村成二君)

続いて、4番目の市職員のスキルアップについてですが、具体的な計画方針等説明がありました。この話の中で「みずから学ぼうとする意欲のある職員の能力開発を推進する」と言われておりますが、そのような職員は黙っていてもやるんじゃないかなと。それ以外が問題なんだと。そのほかの職員のやる気を起こさせる、そういう職員研修の充実がやはり必要なのではないのかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

〇議長 (小座野定信君)

総務部長 山口勝徑君。

〇総務部長(山口勝徑君)

全くおっしゃるとおりだと思います。現在は、先ほど申し上げましたように、みずから研修を したいというような希望をとり、あるいは、上司による研修の動機づけ、そういったもので能力 開発・アップの研修に参加しているというような状況でございます。今後、さらに研修の方法に ついては、毎年見直すというような研修計画の中で、スクラップ・アンド・ビルド、要不要の研 修内容を精査した中で進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。 以上です。

〇議長 (小座野定信君)

1番 川村成二君。

〇1番(川村成二君)

スキルアップだけではなくて、職員育成という部分で1点、土木部長になるのか、総務部長になるのかちょっとわかりませんが、第2回の定例会で土木技術者の雇用の議案がありました。あいにくこれは否決されました。その議案のそもそもの発端は、土木部の能力不足に業を煮やした市長からの提案だったというふうに受けとめております。我々議員としては、外部から人材を入れることなく、みずからの部署で対処すべき案件であると考えております。

こうした人材育成、要は、プロフェッショナルをつくるということも人材育成の中にやはり入れていくべきではないのかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

〇議長(小座野定信君)

総務部長 山口勝徑君。

〇総務部長(山口勝徑君)

お答え申し上げます。

先般の6月議会での土木技術専門職の設置についてでございますが、これにつきましては、採用することによりまして即戦力になるというような形で提案させていただいたところでございます。今後は、専門職の設置につきましては、専門職の研修に参加させるというような形で人材育成を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

〇議長 (小座野定信君)

1番 川村成二君。

〇1番(川村成二君)

人材育成基本方針、そして、職員研修計画、立派なものはありますが、さらにやはり市が求める人材、技術系が必要なのか、事務系が必要なのか、そういった適材を整理して、今、凍結しておりますが、新人採用、これを積極的に行使していくことも今後必要なのではないかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

〇議長 (小座野定信君)

市長 宮嶋光昭君。

〇市長(宮嶋光昭君)

先般の土木技術者の件ですが、これはかつて10年、20年前とは違いまして、今は本当の専門職を持った方がリタイヤしていくらでもおりますので、即戦力としてはすぐ使えるということでお願いしたわけですが、残念ながら否決されてしまったので、これは委託料で外注していくという方針に今は転換しております。

また、今後、技術職あるいは事務職についても新人で採用していくということも必要ではありますが、今現在の問題としまして、いわゆる頭でっかちの、高度成長期に採用した職員、50歳以

上の職員がごっそりとたまっております。この滞留をやはり最大の課題としてこれに対応しながら、新しい人材も募っていくという、両面対応を迫られているわけであります。今の就職環境ですか、そういう中からいえば、新人はいつでも採用できるわけであります。昔の求人難の時代とは違いますので、まずは本当に必要になるまでぎりぎり置いておいて、滞留しているところを何とかすると、そちらを今、優先しております。

しかし、昨年と今年と2年間、もう既に新規採用をゼロにしておりますので、昨年というか、 今年の4月と来年度の4月は今のところ予定がありません。再来年もそのままいけるかというと、 これはやや問題があるかなという認識は持っております。

〇議長(小座野定信君)

1番 川村成二君。

〇1番(川村成二君)

最後のVE、バリュー・エンジニアリングの導入ですが、今、市長が言われた頭でっかち、そういう方々もそれぞれ価値があります。その価値を上げていくのが市長の役目だと思っております。VEではその価値向上が最大の目的なんですね。ですから、考え方を変えるいい手段にもなります。

このVE協会の会長には、先月、総務部長と面会をしていただきました。たまたま現在のVE協会の会長が日立建機の名誉相談役でありますので、土浦工場に来られたときに、「VEを行政にも取り入れるべきだ」という協会長の考え方も総務部長に聞いていただきました。そういうこともありまして、ぜひ茨城県に先駆けて、かすみがうら市でこのVE技法を取り入れる、先進の行政を進めていっていただきたいということをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

〇議長 (小座野定信君)

以上です。

1番 川村成二君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

これより昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小座野定信君)

ご異議なしと認めます。

再開は、午後1時30分からといたします。

休憩 午後12時05分

再 開 午後 1時29分

〇議長 (小座野定信君)

それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

次いで、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

〇8番(佐藤文雄君)

日本共産党を代表しまして、佐藤文雄でございます。

大震災・原発災害から8カ月が経過し、被災地では復興に向けての懸命の努力が続けられていますが、生活となりわいの再建は遅々として進んでおりません。原発事故は収束の見通しも立たず、放射能被害が拡大しています。被災地に住民が戻り、暮らし続けていける地域として復興できるかどうか、今まさに重大な岐路を迎えております。

日本共産党は、10月7日、「選別と切り捨ての『復興』ではなく、すべての被災者の生活となりわいを支援し、地域社会全体を再建する復興を――大震災・原発災害にあたっての提言(第3次)」を野田首相に提出しました。

東日本大震災の復旧復興策など約12.1兆円に上る2011年度第3次補正予算案を民主、自民、公明など日本共産党以外の各党の賛成多数で可決しました。日本共産党は、復興財源を名目に庶民へ大増税を押しつけようとしているとして反対をいたしました。反対討論で日本共産党は、

「『連帯して負担を分かち合う』と言いながら、庶民には増税、大企業には減税という財源策で、断じて認められない」と主張いたしました。さらに、福島第一原発事故の賠償で第一義的に責任を負うべき東京電力を救済するために、交付国債の発行限度額を2兆円から5兆円に拡大すると批判し、除染費用の2400億円も全く不十分だと指摘いたしました。

また、3次補正予算案は、被災者の要求を反映したものもありますが、それを生かすためには、被災者生活再建支援金の拡充をはじめ、被災者・事業者への直接支援を抜本的に強化することが必要と指摘し、復興財源は、法人税減税・証券優遇税制の中止、米軍思いやり予算や政党助成金の廃止などで確保すべきだと述べました。環太平洋連携協定、いわゆるTPPに関して、国民の暮らしを破壊し、復興の最大の妨げになるのは明らかだと言及し、参加中止を強く求めました。

かすみがうら市では公共施設等の復旧は順調に進んでいるようであります。しかし、被災した 家屋の修繕はまだまだの状態ではないでしょうか。私は被災したすべての市民への直接支援が必 要だと考えます。加えて、原発事故による放射能汚染から子供たちの身を守ることは緊急課題で あります。

1. 東日本大震災による被災者支援、震災復旧、原発・放射能から市民の命と暮らしを守ることについて、お伺いをいたします。

三陸沖から房総沖にかけて、海底のプレート境界でマグニチュード9に達するような津波を伴う巨大地震が発生する確率は、今後30年以内に30%程度と考えられる。政府の地震調査研究推進本部が、この地域での地震活動の長期評価を見直した結果を11月25日までにまとめました。茨城県沖では、マグニチュード6.7から7.2の地震が同30年以内に90%程度の確率で発生すると推定しました。災害に強いまちづくり、市の防災計画の見直しが急がれます。

問1、放射能汚染から市民の命と暮らしを守ることについて、総合的な対策を伺います。

私は先の9月議会で、放射能対策について、総合的な対応のための放射線対策本部の設置を求めましたが、市長は「放射能対策をあまり前面に出して行うことはかえって世間を騒がせるようなことにもなりかねない」として消極的な答弁に終始いたしました。小中学校への校舎の測定器購入など一定の改善は進んでいますが、幼い子供を持つ父母や市民の皆さんからの要望からはほど遠い対応であります。

(1) 小中学校、保育園・幼稚園、公民館、通学路、公園など、子供たちが長時間生活する場

所では、きめ細やかな放射線量の測定が大前提です。線量が高い場所では除染が必要です。また、各家庭でも放射線量をはかってほしいという声が高まっております。汚染マップの作成や除染した土の仮置き場などの対策はありますか。県内でも測定器の貸し出しが行われますが、当市も考えておりますか。

- (2)年間1ミリシーベルト以上の除染に関しては、国が財政負担をすることになりました。 当市では、汚染状況重点調査区域の指定を希望しませんでしたが、その理由は何でしょうか。年間1ミリシーベルトの基準を超える場所について、除染計画を立てる必要があります。その対策はできておりますか。
- (3) 特に子供たちの内部被曝が心配されます。学校給食の食材の放射能検査についてはどうなっておりますか。市独自の食品放射能測定システムを導入する考えはありませんか。
 - (4) 汚染された下水道の汚泥やごみ焼却場の焼却灰についての対策はされておりますか。
- (5) 放射能汚染には、住民はもちろん、自治体にも何の責任もありません。調査や除染にかかる費用は、東京電力に賠償責任をとらせる必要がありますが、東電への賠償請求は考えておりますか。
- (6) その他にも必要な対策が考えられますが、それら総合的な対策を講じる体制について、 市長はどのような認識を持っておりますか、伺います。
 - 問2、放射能による農水産業被害への全面賠償について、市の対応の状況を伺います。

原発災害による災害賠償は、その範囲を恣意的に限定するのではなく、全面賠償、いわゆる原発事故がなければ生じることがなかった損害についてすべて賠償することを大原則にすべきであります。東電への請求について現況を伺います。

問3、一部損壊家屋への支援について、義援金の活用について伺います。

私は3月議会で、今年度予算に住宅リフォーム助成制度を設けたことを評価し、さらに一歩進めて、屋根がわらの損壊やブロック塀の崩壊など明らかに大震災によるものと判断される住宅補修等については、補助率を2割程度引き上げる措置を検討するよう求めました。

しかし、市当局は6月議会において、住宅リフォーム助成制度の目的が違うとして、一部損壊家庭の修繕費補助は考えていないとしました。私は社会資本整備総合交付金を調整・活用し、半壊未満の被災住宅改修事業に回すよう求めましたが、これについても、調整は難しいとして拒否いたしました。9月議会でも、義援金を復旧などの公共工事に使うのではなく、被災者に直接支援することを求めましたが、住宅等災害復旧資金の利子補給制度の支援との回答に終始いたしました。私はどうしても納得できません。義援金の総額はこれまで幾らだったのか、その活用内容について、そして、一部損壊家屋の修繕で住宅等災害復旧資金の利子補給制度を利用した件数はどれだけあったのか、伺います。

問4、防災無線(戸別受信機)などの体制確立の時期について、お伺いします。

この件については9月議会でもただしましたが、総務部長の答弁では、防災放送がいつになったら実現するのかさっぱりわかりませんでした。今回の大震災の教訓の1つ、広報体制の確立が挙げられており、迅速さが要求されております。体制確立の時期を明確にするよう答弁を求めます。

問5、消防力の強化、井戸の確保について、改めて伺います。

平成22年度一般会計歳入歳出決算の認定審査において、私は「消防事業について、職員の不補 充による消防職員不足で、住民の安全を守るという点では問題が残る」と指摘しました。また、 防災用井戸の整備については、今回の補正予算の専決処分を行っておりますが、詳細な報告を求 めます。

2. 下土田の残土問題について。

かすみがうら市や近隣の市町村でも、不法な残土事件があとを絶ちません。このままでは茨城県は首都圏のごみ捨て場になる危険があります。今回起こった残土問題は、幕之内区長である戸田實さんらの勇気ある行動でその実態が明らかになりました。しかし、問題が解決したわけではありません。下土田の残土は放置されたままの状態であり、本当に農地として活用されるのかが疑われます。

問1、幕之内区長の戸田實氏との和解締結はいつになるのか、伺います。

問2、施工業者からいまだに完了届けがなされていません。残土条例及び農地法ではどのような措置をとるのでしょうか。前議会での答弁で、市農業委員会は「地権者へも指導する」としていますが、その報告と対策について伺います。

3. 収入の少ない国民健康保険加入者の対策について。

問1、今回の条例改正で、応益割と応能割を5対5にした問題点について、伺います。

国保税は、所得・資産に応じて徴収する応能割と、均等・世帯ごとに定額に課す応益割を足して計算されます。一般的には応益割の比率が高いほど、低所得者の負担が重くなる仕組みであります。民主党政権は、国保税の低所得者対策として、これまで所得階層別に6割、4割の法定減免だった措置を、平成22年度から7割、5割、2割に枠を広げました。この措置は、その年度の均等割額と世帯割額を各割合で割り引くもので、収入のない方も含めて低所得者にとっては大変助かる施策でした。

市長は「低所得者への軽減措置が強化された」と言いますが、今回の均等割の引き上げは、国の低所得者対策に逆行するものだと思いますが、市長の見解を求めます。

問2、国保加入者が著しく生活が困窮していると認められる場合の保険税減免と一部負担金の減免について、お伺いします。

国民健康保険は、「社会保障及び国民保健の向上」――これは国保法第1条であります、これを目的とし、国民に医療を保障する制度であります。その制度が国民の生活苦に追い打ちをかけ、人権や命を脅かすことなどがあってはなりません。

- (1) 国保には法定軽減のほかに、申請減免があります。国分寺市では、収入が著しく減少した生活困窮の状況にあると認められた場合は、基準生活費をもとに、保険税総額の減額または免除する規則を作成・実施しております。当市でもぜひ具体化すべきであります。答弁を求めます。
- (2) 国民健康保険制度には、国保法44条に基づく医療機関の外来での一部負担金減免制度があります。市民部長は前議会において、「一時的ではあれ、著しく生活が困難な方に対しても、一部分担金の減免を検討する」と答えました。具体化への作業はどこまで進んでいるのか、お伺いいたします。
 - 4. 第5期介護事業計画に基づく介護保険料について。

今年6月、国会で介護保険法改正が成立したことを受け、2012年度から介護保険の制度改変が

始まります。このような制度改変がされる中、介護保険の保険者である市町村は、2012年から14年度の3カ年にわたる第5期介護保険事業計画の策定作業を進めております。

問1、第4期における介護保険給付の現状と見通しについて、具体的にお伺いいたします。 厚労省は現在、第4期、全国平均で月額4,160円となっている65歳以上の第1号保険料が、第5期には平均月額5,000円を超えると試算しております。

問2、第5期の介護事業計画について、保険料はどうなるのでしょうか。厚労省からの指導・ 指針などは出されているのかお伺いをいたします。

5. さくら保育所民営化について。

8月25日に開催された文教厚生委員会で、保健福祉部子ども福祉課は、市立さくら保育所の民営化計画を公表いたしました。私は、あまりに突然、それも実施を来年4月からとしているのは問題だと指摘し、これは一保育所の民営化という問題だけではなく、公務員削減という全体の問題だ。今、国は子ども・子育てシステム新システム構想による公的保育制度の解体を進めている。なぜ公立ではサービス拡充ができないのか。市は保育において公的役割を放棄することとなると批判し、本来の自治体の役割が問われている。徹底した議論が必要だ。拙速過ぎるとして反対を表明いたしました。

問1、市長はさくら保育所の民営化を指示、来年度から実施しようとしていました。しかし、 保護者からも不安の声が上がり、当面、来年度からの実施は見送るようでありますが、期限を設 けているのでしょうか。答弁を求めます。

問2、国が推進しようとしている子ども・子育て新システムについて、市長の見解をお伺いします。

6. 高齢者雇用とシルバー人材センターについて、お伺いいたします。

シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた、地域ごとに 設置されている、高年齢者の自主的な団体で、臨時的・短期的な仕事を請負・委任の形式で行う 公益法人社団です。会員はおおむね60歳以上の定年退職者・家業の一線を退いた人等が対象で、 高齢者の働く場(雇用)を確保する上では大切な役割があります。

しかし、市長は、これまでシルバー人材センターに一部委託していたあじさい館の管理業務を 今年9月で打ち切り、市外業者である高橋興業に一括で委託いたしました。「あまりにひどい措 置だ」との批判の声が上がっております。

そこで質問です。高齢者の雇用とシルバー人材センターの役割について、市長の見解を伺います。

7. 向原土地区画整理組合への税金投入問題について、お伺いをいたします。

私は、向原土地区画整理組合事業は、公共性が担保されない、一民間の宅地開発事業であり、 地権者14人の個人資産形成が実態だと指摘し、これ以上の税金投入は許されないと考えておりま す。

問1、保留地の販売状況と見通しについて、お伺いいたします。

問2、区画整理組合事業の資金計画について、前議会で当初の内容を確認いたしました。その 後変更があったと思いますが、最近の変更内容について報告を求めます。当初と比較して考えた 場合、損失補償、いわゆる税金投入の可能性はあるのか、お伺いいたします。 8. 基本水量の見直しで、水道料金の引き下げをについてお伺いいたします。

当市の水道料金は、基本料金を10立方メートルとしており、使っても使っていなくても2,079 円が徴収されています。しかし、10立方メートル以下の使用世帯は3割を超えており、改善を求める声が上がっております。市当局は、ようやく基本水量の見直しによる水道料金の引き下げに動き出しました。

問1、前議会での答弁では、市当局が提出した原案については、水道審議会で承認は得られなかったとしていますが、その後の進捗状況について報告を求めます。

問2、今回の震災で、地下水の重要性が改めて認識されました。茨城県は既に水余り状態であるにもかかわらず、八ツ場ダム及び霞ヶ浦導水事業を推進しようとしています。しかし、この事業が完了すれば、当市では県水を押しつけられ、地下水も制限させられることは必至であります。市長として、2つの事業に対して、反対の態度を明確にすべきではないでしょうか。答弁を求めます。

以上、第1回目の質問といたします。

〇議長(小座野定信君)

市長 宮嶋光昭君。

「市長 宮嶋光昭君登壇〕

〇市長 (宮嶋光昭君)

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目、東日本大震災による被災者支援、震災復旧、原発・放射能から市民の命と暮らしを守ることにつきましては、総務部長、環境経済部長、消防長からの答弁とさせていただきます。

2点目、下土田の残土問題につきましては、環境経済部長、農業委員会事務局長からの答弁と させていただきます。

3点目、収入の少ない国民健康保険加入者への対策につきましては、市民部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、第5期介護事業計画に基づく介護保険料につきましては、保健福祉部長からの答弁と させていただきます。

5点目、さくら保育所民営化につきまして、お答えいたします。

このたびのさくら保育所の民営化につきましては、子育て世代の生活の多様化に伴う保育ニーズに対応すべく進めたものでございますが、結果的に、保護者の方々をはじめ、関係者の皆様にとっては十分な説明がなされていないとのご意見を多数ちょうだいしているところでございます。このことから、庁内での検討を踏まえ、これまでお示しした民営化の時期を見直しさせていただくとともに、今後は公立保育所全体の民営化に向けた全体計画を策定し、共通理解のもとで事業が進められるよう努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

詳細につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

6点目、高齢者の雇用とシルバー人材センターの役割について市長の見解を問うにつきまして、 お答えいたします。

シルバー人材センターは、高齢者雇用安定法の制定により制定されたものであります。高齢者のために無料の職業紹介や就業のための講習会、研修会を実施し、高齢者の生きがい対策の充実、

社会参加の促進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する ことを目的としたシルバー人材センターの役割は、大変重要であると認識をしております。

8点目、基本水量の見直しで水道料金の引き下げをにつきましては、水道事務所長からの答弁 とさせていただきます。

[佐藤議員「ここでの市長の答弁がないの?」と呼ぶ]

〇市長(宮嶋光昭君)

7点目、失礼いたしました。

向原土地区画整理組合への税金投入問題につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

〇議長 (小座野定信君)

総務部長 山口勝徑君。

[総務部長 山口勝徑君登壇]

〇総務部長(山口勝徑君)

1点目1番、放射能汚染から市民の命と暮らしを守ることについて総合的な対策を問うにつきまして、お答えいたします。

市では、福島第一原子力発電所の事故を受けまして、公共施設等での空間放射線量等を測定し、6月から公表してきたところでございます。それらの結果をもとに、市の総合的な対応方策を決定すべく、市放射線対策本部を設置いたしましたので、今後は、放射線対策本部が中心になりまして、除染対策や放射線量の訪問測定をはじめ、状況に応じた、迅速で柔軟な対応を行ってまいりたいと考えております。

まず、ご質問の汚染マップの作成でございますが、昨日、全協で配布してございます、8月に 文部科学省で実施した航空機モニタリングによる測定結果を図案化したものがございます。それ によりますと、市内ほぼ全域が毎時0.23マイクロシーベルト未満となっております。現在、市で 所有する測定データは、公共施設等で測定したもので、それを図案化することは可能でございま すが、今後、訪問測定も実施する予定ですので、その測定データを有効に活用できるよう検討し てまいりたいと考えております。

次に、除染した土の仮置き場の設置でございますが、国、県においても、汚染土の処分につきましては、その方向性が明確に示されていないことから、各自治体でも苦慮しているのが現状でございます。本市におきましても、除染方法の選択等により対応していくとともに、仮置き場の設置につきましても非常に難しい問題を含んではおりますが、必要性に応じて検討していかなければならないと考えております。

測定器の貸し出しにつきましては、山本議員にもお答えしたとおりです。測定器が来次第、訪 問測定を実施する予定でございます。

次に、汚染状況重点地域の指定についてでございますが、文科省が8月に実施しました航空機 モニタリングによる放射線量の測定結果におきましては、一部地域を除き、ほぼ市内全域が、汚 染状況重点調査地域指定基準の毎時0.23マイクロシーベルト未満となっており、また、環境省か ら提示がありました平成24年6月の予測データでは、市内全体が基準値未満の地域となり、国の 放射能汚染地域指定にならない状況となっております。 次に、学校給食の食材の放射線検査につきましては、現在、本市では放射性物質を測定することができる放射線測定器がありませんが、国から測定器の無償貸し出し制度があり、貸し出しを申請しているところでございます。測定器が届き次第、実施を検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、汚染された下水道汚泥についてでございます。市内の下水道汚泥からも放射性物質が検出され、汚泥搬出を停止し、敷地内の仮置きを実施した後、国から示されました放射性物質の濃度による取り扱い基準に従い、検査の後、田伏処理場については仮置き分も含めて全量処分が完了しております。農集排汚泥については、土田、新治、上稲吉の3地区が汚泥の肥料原料としての利用基準である200ベクレル/kgを超えていることから、敷地内仮置きを継続しているところですが、他の5つの処理区においては、小美玉市の事業者と契約し、肥料化を行っているところでございます。

クリーンセンターにおける焼却灰につきましては、62トンの焼却灰から8,000ベクレルを超える放射線量が検出され、現在、周囲をコンクリートで囲まれた屋根つきのストックヤードに一時保管しております。処分につきましては、国におきまして、現在、最終処分地を模索中でございますので、確保でき次第、処分する見通しとなっております。

次に、東京電力の賠償請求でございますが、本市におきましても今後、放射線対策関係経費を 取りまとめ、請求してまいりたいと考えております。

1点目3番、一部損壊家屋への支援について義援金の活用を問うにつきまして、お答えいたします。

平成23年度におきましては、市に直接いただきました東日本大震災に関する寄附金額合計は、11月14日現在、4990万6754円で、内訳は、茨城県市町村振興協会をはじめとする公的機関等からの見舞金等が4840万4579円、民間企業・個人・団体等からの寄附金が150万2175円となっております。公的機関等からの義援金の主な内訳といたしまして、茨城県市町村振興協会からの義援金4665万円、茨城県市長会90万5079円、全国・関東県議長会24万2000円となっております。なお、民間企業等からの寄附金は、150万円余りのうち100万円につきましては目的寄附となっております。市といたしましても、この内訳を考慮し、災害復旧並びに災害対策の財源として有効に活用してまいりたいと考えております。

1点目4番、防災無線などの体制確立の時期について問うにつきまして、お答えいたします。 ご承知のように、今回の東日本大震災の際には、確実な情報伝達の手段のない千代田地区への 情報提供に大きな課題が残り、新たな災害に備えるためにも、千代田地区への情報伝達体制確立 が急務となっております。市といたしましても、その緊急性を考慮し、屋外防災行政無線をはじ め、戸別受信機などさまざまな手法について、事業費、財源等もかんがみながら、検討を進めて きたところでございます。

それぞれの手法には一長一短ございますが、情報伝達の確実性、今年度整備を進めている避難 所等への戸別受信機の放送設備を利用可能などの理由から、旧霞ヶ浦地区にはあります、千代田 地区にはございません、屋外行政無線子局を整備してまいりたいと考えているところでございま す。整備完了までには相当の事業費も見込まれておりますので、補助制度の活用や有効財源の確 保と事業費の縮減などを行いながら、可能な限り早い時期、早期の整備完了を目指してまいりた いと考えております。

1点目5番、消防力の強化、井戸の確保について改めて問うにつきまして、お答えいたします。 井戸の確保につきましては、第3回定例会におきましてもご質問をいただき、既存井戸の有効 活用との答弁をさせていただきましたが、有事の際の確実な水源の確保、断水時の井戸の有効性 などを再認識し、早期整備の観点から、市の管理する井戸の設置を、今回ご報告させていただき ました専決処分に含めさせていただきました。

今回設置いたします井戸につきましては、市内4中学校及び下稲吉小学校の合計5基を予定しております。停電時にも使用できるよう発電機を配備しております。また、用途につきましては、飲料水にも使用できるよう除菌器を整備する予定ですが、地下水の水質により飲料水用として使用できない場合もありますので、状況に合わせ、用途を決定していきたいと考えております。

以上でございます。

〇議長(小座野定信君)

環境経済部長 吉藤 稔君。

[環境経済部長 吉藤 稔君登壇]

〇環境経済部長(吉藤 稔君)

ただいまの佐藤議員さんの質問の中の1番の2番目、放射能による農水産業被害への全面補償 についての市の対応の現状について、お答えいたします。

東日本大震災に見舞われまして、出荷停止や風評被害によりまして損害を受けました農業者、 さらには漁業者等に対しまして、その損害請求をするために、かすみがうら市といたしましては、 農業協同組合等以外で出荷されている方に対しまして、東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策 かすみがうら市協議会を4月に設立しまして、その対応に当たっているところでございます。

その中でまず損害賠償に対します周知活動といたしまして、市の広報誌あるいはホームページ、 チラシ等の各戸配布や、さらには回覧、さらには農協や公共施設への資料の掲示等、農業者等全 員に周知できますようさまざまな形で対応しているところでございます。

次に、損害賠償の請求内容につきましてですけれども、これについては随時受け付けがスムーズにできますように、6月8日から農林水産課におきまして窓口を設置し、対応しておるところでございます。さらに、千代田地区につきましても、千代田庁舎に窓口を週1回ほど開設しておりましたけれども、現在のところ、請求者が減ってきているということから、今現在は、事前に電話をいただきまして、千代田庁舎にて請求事務を行うこととしてございます。

また、これまでの損害賠償の請求状況につきましてですけれども、これまで11月まで、人数にしまして69名ほどありまして、その請求額につきましては、金額でいいますと9459万3681円。これに対しまして東京電力側から支払われた額につきましては、6991万23円という状況でございます。今後につきましても、果樹関係、さらにはシイタケ等に風評被害等があるということから、引き続き、損害賠償請求に向けて、県の協議会を通じまして東京電力のほうに請求してまいりたいと考えております。

さらには、観光農業に対します損害賠償問題につきましてですけれども、これにつきましては、 昨日、観光農業者を対象にしまして、損害賠償請求の手続等の説明会を行ったところでございま す。そういった観点から、今後はできるだけ円滑に、早期に補償手続がされますよう努めてまい りますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、2番の下土田の残土問題についてでございます。

まず1番の、区長戸田實氏との和解締結はいつになるのかということでございます。下土田の 残土問題の和解につきましては、先の9月の定例会におきましてご答弁を申し上げておりました けれども、この内容につきましては、ご存じのように5つの和解条件が提示されておりましたの で、これにつきまして、双方の弁護士を通じまして、合意に向けた協議を進めているところでご ざいます。この5つの中の水質検査の提示方法につきまして原告側との相違がありましたので、 これにつきまして、弁護士を通じまして別の提示案を原告側へお伝えしまして、現在、検討をお 願いしているところでございます。

また、現場のほうにつきましては、ご指摘のとおり、まだ完了届けが依然として提出されておりません。そういったことから事業が未完了のままの状況でございまして、非常に苦慮しているところでございますが、とりあえず地権者によりまして、現場のほうは排水路の整備を業者のほうに依頼したということでございます。この問題は、佐藤議員はじめ、近隣住民の方々に多大なるご心配をおかけしていることに対しまして、担当部局としまして、非常に重く受けとめておるところでございます。

そういった観点から、まずは事業現場の安全を第一に考えまして、今後も監視してまいりたいと考えております。また、事業におけます報告書、書類関係の未了に対しましては、農業委員会、さらには県の廃棄物対策課と協議をしながら、さらに進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

〇議長(小座野定信君)

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

〇保健福祉部長(竹村 篤君)

佐藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目の東日本大震災関連の質問の中で3番目、一部損壊家屋への支援について、義援金の活用についての質問にお答えいたします。

義援金につきましては、先ほど総務部長がお答えした内容でございます。その中で、次に、住宅災害復旧資金の利子補給制度の利用条件、利用件数の質問がございました。現在、住家の被災件数は1,123件を確認してございます。そのうち、利子補給制度を利用された方は、大規模半壊が2件、半壊が2件、一部損壊で7件、そういう状況でございます。

続きまして、4点目の第5期介護保険事業計画に基づく介護保険料についてお答えいたします。 初めに、第4期の介護保険給付の現状と見通しについての質問でございますが、介護給付費は、平成21年度約20億7000万円、平成22年度23億円、平成23年度は、これは見込みでございますけれども、24億5000万円ほどを見込んでおります。それぞれ2億3000万、1億5000万の増額になり、非常に高い伸びを示しているところでございます。今後、団塊の世代と呼ばれる方々が高齢になってくることによりまして高齢者人口がさらに増加することが見込まれ、今後もさらに給付費については年間1億5000万円から2億円前後の伸びが見込まれる状況になってございます。

そういう状況の中で、次に、2番目の第5期介護保険事業計画の保険料はどうなるかという質問でございますが、本年7月に行われました、茨城県の第5期介護保険事業計画策定にかかわる会議の中で、厚生労働省から「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正について」という資料が出されたところでございます。さらには、9月に介護サービス見込み量及び保険料ワークシートが配布されており、これに沿って介護サービス見込み量及び保険料の算定を行っております。保険給付費の大幅な上昇が見込まれておりますので、保険料についても、第4期介護事業計画より上がる見込みでございます。

次に、5点目の1番、さくら保育所の民営化につきましては、先ほど市長がお答えしたように、 父兄の皆様の民営化に対する不安を抱く状況も踏まえまして、計画期間を延長し、保護者との共 通理解を図った上で今後実施していくことにいたしましたので、よろしくご理解のほどお願いし たいと思います。

さらに、5点目の2番の中で「子ども・子育て新システム」についてのご質問にお答えいたします。

この基本制度案につきましては、すべての子供への良質な育成環境を保障し、子供の育ち・子育て家庭を社会全体で支える仕組みを構築するため、政府が平成23年度法案の提出、25年度施行を目指し、進めているものでございます。

現在のところ、「子ども・子育て新システム検討会議」において協議が進められておりますが、制度施行に伴う財源確保、幼保一体化、その内容の機能強化、さらには経済的な理由などにより利用が妨げられないように現在議論されているところでございます。育児政策を「福祉」から「サービス」へ組みかえ、質・量ともに充実させ、幼稚園と保育所の一体化を目指しているものであります。市としても、法案決定後は、保育の質に格差が生じないように、必要な子供に適切なサービス、給付、質の確保をしていかなければならないものと考えております。

以上です。

〇議長 (小座野定信君)

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

〇消防長(井坂沢守君)

1点目5番、消防力の強化についてお答えいたします。

災害が発生し、職員が不足して、車両のみがおおむね1時間以上残ると判断される場合には、 積極的に休みの職員を招集し、消防力の確保に努めておりますので、よろしくお願いしたいと思 います。

〇議長(小座野定信君)

農業委員会事務局長 塚本 茂君。

「農業委員会事務局長 塚本 茂君登壇〕

〇農業委員会事務局長(塚本 茂君)

佐藤議員の質問にお答えします。

2点目2番、農地法ではどのような措置をとるのか、また、市農業委員会の地権者への指導について問うにつきまして、お答えします。

この問題におかれましては、農地法第51条の違反転用に対する処分に該当すると思われます。 内容につきましては、「都道府県知事は、政令で定めるところにより、該当する者に対して、原 状回復その他違反を是正するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる」とあります。 このことを踏まえて、事業者並びに土地地権者に対して、県知事名にて農地転用許可条件違反に 対する是正勧告書を交付している状況でございます。

続きまして、市農業委員会の地権者への指導について問うの質問につきまして、お答えします。 市農業委員会から地権者に対しましては、先ほどご説明申し上げましたが、県から勧告書を土 地地権者に直接現地にて手渡しし、早急に元の農地に復元するよう指導してきたところでござい ます。なお、現在まで、勧告書を含め4回、現地にて地権者に対して指導してまいりました。ま た、事業者にも地権者同様に、同日付にて勧告書を県より送付しております。

市農業委員会としましても、今後は県とともに事業者を直接訪問し、指導していきたいと考えております。また、対策といたしましては、許可期限が過ぎているので、県の顧問弁護士先生と協議した結果、新規に事業計画の申請をしていただくのが妥当と思われるとの結論になっております。県とともに協議しながら、指導していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長 (小座野定信君)

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

〇市民部長 (川島祐司君)

佐藤議員の質問にお答え申し上げます。

3点目1番、今回の条例改正で、応益割と応能割を5対5にした問題点につきまして、お答えいたします。

国民健康保険税につきましては、応能割と応益割をそれぞれにおいて各保険者が自治体の状況を踏まえた上で定められる税率、額によって財源を確保することになっております。前回も申し上げましたが、すべての被保険者に対し一定率をもって国保税を引き下げることは大変難しいことであり、平均調定額を引き下げるための応能割・応益割の見直しは欠くことのできないものという判断でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

近隣市同程度の負担することの負担割合の是正、中間所得層の負担軽減を目標とし、税率の見直しを行ったものでありますが、佐藤議員ご指摘のとおり、資産割課税のない低所得者については、負担増となった被保険者があることは事実であります。低所得者につきましては、均等割、世帯平等割を2割、5割、7割の軽減する措置を講じ、その対象世帯数は全体の4割に達しておりますので、個々の納税義務者が負担し得るものであると考えております。

次に、3点目2番、国保加入者が著しく生活が困窮していると認められる場合の保険税減免と 一部負担金の減免につきまして、お答えいたします。

国民健康保険税の減免については、国民健康保険税条例第30条の規定により、天災地変により 資力がないと認める者、公私の扶助を受ける者及び被保険者の資格取得日等の状況などにおいて 減額または免除することができるとされております。

本年6月29日告示第41号をもって、国保税条例第30条第1項第1号に定める天災地変等により

納付の資力がない者と認める者については、国保税減免取扱要綱が告示され、運用をしております。また、前9月定例議会において可決を賜りました国保税条例の一部改正により、所得の減少になる生活困窮者についての減免につきましても可能となったことから、先ほど申し上げました平成23年告示第41号の国保税減免取扱要綱の一部改正作業を行っているところであり、平成24年度からは、当該年中の所得が皆無となった者、またはこれに準ずると認められる者について、保険税の減免が行えるものと考えております。

次に、国民健康保険法第44条第1項並びに市国保条例施行規則第33条の規定により、一部負担金の減免または徴収猶予につきましては、本年6月29日、市規則第33号をもって今回の震災による被災者の一部負担金の減免規則を制定し、去る9月30日市訓令第29号をもって市国民健康保険一部負担金減免要綱を制定し、運用しているところでありますが、現在までに相談に見えた方はありましたが、申請をなされた方はいない状況であります。

以上であります。

〇議長 (小座野定信君)

土木部長 大川 博君。

[土木部長 大川 博君登壇]

〇土木部長 (大川 博君)

7点目の向原土地区画整理組合への税金投入問題についてのご質問にお答えいたします。

初めに、保留地の販売状況と見通しについてですが、保留地55区画中、今年度においてこれまで3区画が販売され、累計で35区画となり、残区画数は20区画です。面積では5,254.95平方メートルとなっております。今後の見通しにつきましては、景気低迷や地価の下落等のさまざまな要因で販売が好転しない状況もありますので、今後はさらに広告・宣伝活動を行い、販売促進に努めてまいります。また、地価の下落も続いておりますので、保留地価格の値下げ等も視野に入れ、組合総会で諮っていきたいと考えております。

次に、資金計画についてですが、9月の定例会では、平成15年3月の時点の収入・支出11億1556万1000円の内容を申し上げました。最近の変更内容については、平成23年2月の向原土地区画整理組合の資金計画では、収入・支出とも、11億4772万3000円となっております。3216万2000円の増でございます。

主な変更内容につきましては、収入の部では、保留地処分金の減額6億3611万1000円から4億7469万円、約1億6142万1000円の減となっております。減額に伴い、組合員賦課金が計上されております。1億7679万2000円が計上されております。支出の部では、事務費、借入金利子、工事費を変更している内容となっております。

損失補償の可能性についてですが、これまでも答弁してまいりましたが、現時点では、資金計画に不足金が生じないため、債務負担行為における損失補償は考えておりません。しかし、解散時において、組合員賦課金等ですべてを補うことも組合員の負担も大きくなることが予想されます。設立の状況や公共性を考慮し、組合の負担軽減を図る必要が生じた場合には、市からの税投入の可能性もあると考えております。

以上でございます。

〇議長(小座野定信君)

水道事務所長 川尻芳弘君。

「水道事務所長 川尻芳弘君登壇]

〇水道事務所長 (川尻芳弘君)

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

8点目1番、水道審議会の進捗状況につきまして、お答えいたします。

水道事業運営審議会につきましては、第1回目を平成23年8月9日に開催し、内容につきましては、9月定例会で答弁したとおりであります。審議会の意見として、10立米未満の使用量の少ない世帯等へ配慮したことについては賛成のご意見をいただきましたが、今後の受水費の増加が見込まれることを受け、水道料金の値上げが懸念され、水道料金が値上がりとなる利用者が多くいること等により、原案での承認は得られませんでした。

2回目の審議会は、並行して行っている特別調査委員会の意見等及び1回目の審議会の意見を 踏まえた上で市長と協議を行い、結果を審議会に諮問いたしました。諮問した結果については、 原案のとおり承認をいただきましたので、12月定例会において「議案第77号 かすみがうら市水 道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」を提案した次第でございます。

ハツ場ダム及び霞ヶ浦導水事業につきましては、国において検証作業が進められている事業であり、県においては、議員ご指摘のとおり、推進の立場であります。水道事務所といたしましては、将来にわたっての安定した水源の確保と水道料金に及ぼす影響に関しましての両面から、国、県の動向を注視していきたいと思っているところでございます。

また、11月9日には、県に対して中央広域水道から受水している構成市町村の市長さん及び担当課で料金値下げの要望を行いました。県水の購入契約に当たっては、本市の水需要の推移を踏まえ、単なる受水費の増にならないようにしていきたいと考えていますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

〇議長(小座野定信君)

暫時休憩とします。おおむね10分間。

休 憩 午後 2時32分

再 開 午後 2時46分

〇議長 (小座野定信君)

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

8番 佐藤文雄君。

〇8番(佐藤文雄君)

市長のほうで答弁をするようにお願いした点で答弁がされていない点がありますが、答弁できる範囲で答弁してくれますか。

〇議長 (小座野定信君)

市長 宮嶋光昭君。

〇市長 (宮嶋光昭君)

佐藤さんのお話だと答弁漏れがあるということなんでありますが、子育て支援システムについ

て、今、新システムということで、文科省と厚労省でもんでいるようなばかみたいな話がありますが、やっぱりそういうものは、役所同士が勢力争いをやるなんていうのはばかみたいな話で、 縦割りを廃止して、きちんとした支援システムを国でも示してもらいたいと思います。

それから、国保でありますが、これはなかなか佐藤議員と意見がかみ合わないのでありますが、20年の改正というよりは、昔からかすみがうら市においては、ずっと以前から応能・応益の負担割合が応能のほうに偏っていたわけであります。したがって、いわゆる受益者が多いお宅なんかは比較的負担が軽かった面があります。しかもその方で所得が低い方なんかには、今度は応益割が上がったわけでありますから、いわゆる応益と応能のバランスが5:5に近くなったわけでありますから、当然に一部上がった所帯があるわけであります。45%程度上がったうちがあるということは、前回の答弁の中でも申しました。

しかし、私が目指したのは、国保税のいわゆる平均的な市民の負担、それを近隣並みに下げると、それを目的としたわけであります。そういう趣旨からは、完全とは言えませんが、これも先般、第3回定例会でもお話ししたとおり、石岡には勝てる、小美玉とはほぼ同格だ、また、土浦には負けてしまうと、そういった水準に大体なったんではないかと。これをもって、私は目的を達成したと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、八ツ場ダムと霞ヶ浦導水についてでありますが、これは国のほうで霞ヶ浦導水についての結論はまだ出せないと。今、八ツ場ダムのほうを先に結論を国のほうは急いでいるわけです。先般、つい1週間ぐらい前ですが、関東地整で、八ツ場ダムについて、やめたほうがいいのか、それとも、続けたほうがいいのかということで、経済的なプラマイを発表したところです。これはご案内のとおりでありますが、当然、地整の発表でありますから、やったほうが安上がりになると、こういう結論を内閣に出したと聞いております。

中央広域を扱っている県のほうの考えでありますが、霞ヶ浦導水、要するに、中央広域が水供給を受けているところでありますが、そこは八ツ場ダムの結論が出てから国が来るというので、まだ何とも、霞ヶ浦導水をやめるとか、やめないとか言っていないんですね。これはあくまでも国のほうの考えなので、こちらでどうこうと言うことはないです。

ただ、私どもとしては、水が高くなるのは困るわけです。先般も、中央広域、いわゆる県の企業局との交渉の中で、水を下げるのが先なのか、それとも、水を使うのが先なのかと。企業局のほうでは、先に水を使ってくれと言うんですね。先に、水を使うのを増やしてくれと。当初、うんと使うという約束だったわけでありますから。

20年前は、みんなして水争いをやっていたわけであります。そういう時代から今、こういう時代に急速に変わってきてしまったわけで、どこの自治体も、中央広域に買うと言った水を引き取れないわけです。本来は約束では引き取るわけだったんですが、引き取れないと。引き取るわけで中央広域は水開発を進めたわけでありますから、当然、高くなってしまっている。うんと使ってもらえば安くできるんだよと。しかし、こちらは、使うほうからすれば、安くしてくれれば使えるんだよと。こういうことの応酬で、つい2週間前の話でありますが、そういうことの繰り返しであります。

いずれにしても、八ツ場ダムの結論が出れば、霞ヶ浦導水のほうへ、国も今、中止状態のやつをどうにかするんでしょうから、そういう中で、企業局も自治体との話し合いの中で料金設定を

して、私は下げてくれるんではないかという期待を持っております。料金を幾分下げてくれるんではないかと思っております。下げてくれれば、これは当然、千代田地区が将来的には水が足りないということでありますから、中央広域を受け入れているかすみがうら地区のほうから千代田地区のほうへ水を回すと。そういうことは、先般、水道の特別審議会ですか、そちらでも担当から申し上げたとおりでございます。

以上で、答えになっているかどうかわかりませんが、お答え申し上げます。

〇議長(小座野定信君)

8番 佐藤文雄君。

〇8番(佐藤文雄君)

じゃ、順次、再質問に行きたいと思います。

汚染状況重点調査区域の指定については、希望しなかった理由をとうとうと述べましたけれど も、この中で、朝日新聞にも書いてありますが、指定を希望しなかったところが、かすみがうら も含めて、水戸市なんかもやっていなかったわけですね。

実は、今回請願を出していた、放射能汚染から子どもを守ろう@かすみがうらのブログがあったんですけれども、そのブログの中で、実は指定区域の問題があるんですね。これをわざわざ環境省の大気汚染環境局に電話で確認したそうです。除染実施計画を定めることとなる地域の要件について、1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上であることということでありまして、そういうところが実際にあれば、それは申請することはできるわけですね。それから、判断する数値は、その後、来年の6月にこれからかなり下がるよというふうなことを言いましたけれども、現時点でよいという回答なんですね。

ですから、例えば常総市はかすみがうらと似たような状況ですけれども、常総市のほうはきちっと申し入れをしたんですね。それから、つくば市も同様にこの指定区域に申し入れたんですけれども、この点についてどう考えますか。

〇議長(小座野定信君)

総務部長 山口勝徑君。

〇総務部長(山口勝徑君)

先ほど申し上げましたように、かすみがうら市におきましては、一部地域を除いてほとんどが、現在1時間当たり0.23マイクロシーベルト未満だというようなことで国のほうから示されてございます。一部地域、これにつきましては旧霞ヶ浦地区の加茂地区でございまして、そこに出向きまして、測定器を持って数カ所測定をした経緯がございます。航空機の調査の高度でございますが、地上から1メートルというようなことでございますので、地上から1メートルのところを測定しまして、そのほとんどが0.23マイクロシーベルトということで結果が出ておりまして、かすみがうら地区全体が0.23マイクロシーベルト未満ということで地域指定を受けなかったという経過がございますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、地域指定を受ければ、計画をつくって、除染した費用を国からもらえるというような、 補助を受けるというようなことでメリットがそういった形でございますが、もしかすみがうら市 で部分的に高いところがあって、除染をしたというようなことであれば、この費用につきまして は、当然、東京電力に損害賠償の請求というような形で請求していきたいと考えておりますので、 ご理解を賜りたいと思います。

〇議長 (小座野定信君)

8番 佐藤文雄君。

〇8番(佐藤文雄君)

東電に請求するのは当然なんです。私が言っているのは、常総市は、航空モニタリング調査で年1ミリシーベルトを超えた地域が市内になかったが、重点調査区域を希望したわけですね。これ、ここがポイントなんですよ。市の独自調査なんですね。市が、南側に除染の基準となる毎時0.23マイクロシーベルトを超える地域があるということで、県と相談しながら、除染計画を作成したいと言っているんです。つまり、きめ細かな測定をやった結果、こういうことになったと。ですから、かすみがうらは、そういう意味では独自の測定がかなりおくれているから、やっぱりこれも同じようにバスに乗りおくれたというふうに思いますが、どうですか。

〇議長(小座野定信君)

総務部長 山口勝徑君。

〇総務部長(山口勝徑君)

ご答弁申し上げます。

常総市につきましては、0.23マイクロシーベルト未満で地域指定の請求をしたというようなことではあるかなと思いますが……。

[佐藤議員「違うんだよ。独自の調査で0.23の場所があったというんだよ」と呼ぶ]

〇総務部長(山口勝徑君)

かすみがうら市におきましても、先ほど来から答弁申し上げておりますように、公共施設40カ 所の測定をしてございます。その大半が0.23マイクロシーベルト未満ということであります。ま たさらに、航空写真によりまして、0.23マイクロシーベルト未満というようなこともありますの で、かすみがうら市といたしましては地域指定の申請をしなかったということでございますので、 よろしくお願いしたいと思います。

〇議長(小座野定信君)

8番 佐藤文雄君。

〇8番(佐藤文雄君)

こういう、学校、通学のためにきめ細かな汚染マップをつくるためのイラストなんですね。これ、学校ですね。自宅。道路わきの土砂のたまりだとか、落ち葉だとか、雨どい、子供を守るという観点から、こういうようなところをきちっとはかって確認をすると、これが必要なんです。こういうところで、それぞれ場所場所に線量計を当ててはかれば、これはわかるわけですね。こういう調査を言っているんです。

そんな、いつもの一定の公共施設のところだけではわからないんです。学校もそうなんですよ。 学校なんかも、牛久では40カ所やっているというんです。やっぱりそういうふうにかなりきめ細 かにやって、それも公表していくということが必要だということなんです。こういうふうな形で 汚染マップをやっぱりつくって、子供たちを中心に守るという立場でつくるということ、これに ついてどうですか。

〇議長 (小座野定信君)

総務部長 山口勝徑君。

〇総務部長(山口勝徑君)

先ほどの答弁でも申し上げましたが、今後、訪問測定を実施してまいりたいと考えております。 その訪問測定によりまして、その結果をデータベースで上げまして、それを地図に落とし、汚染 マップというようなものになるとは思いますが、そういったことで、今後、高ければ除染をして、 子供さんに安心してもらえるというようなことにしていきたいと考えておりますので、よろしく お願いしたいと思います。

〇議長(小座野定信君)

8番 佐藤文雄君。

〇8番(佐藤文雄君)

じゃ、よろしく。具体化をしてくださいね。そういうやつをきちっとつくったら、みんなにわかるようにしてもらいたいと思います。

それと、学校の給食食材の問題ですね。今は、暫定基準から外れているものは出荷していないから、大丈夫だというような認識だと思いますけれども、ただ、今現在、特に暫定基準を見直そうということは、何で見直そうというふうになっているかわかりますか。なぜ見直そうとしているんですか。それは子供に対する影響がかなり大きいから、見直そうということになっているんですよ。だから、学校の食材や、または食材関係、家庭菜園も含めて、こういう検査システムを導入しようと言っているんです。

国から借りることができると。これがはっきりするのがいつなのかわかりませんけれども、それまではどうするのかということなんです。ほかのところはやっているんですね。何でかすみがうらがおくれているのか、非常に疑問なんですね。調べると、これでも同じように、学校給食関係、食材のところでの検査体制が、かすみがうらは「なし」というふうになっているんですね。だから、そういうことでいうと、今の食材について、食品のための検査をする機器が来るまでは、その期間どうするのかと、これがやっぱり心配されるわけなんです。

「今の日本の食品基準は甘すぎるとベラルーシの専門家が批判」というのが産経ニュースに載っておりました。ベラルーシというのは、いわゆるチェルノブイリ原発事故の問題、そこの近くの都市です。ここで住民対策に取り組んできた専門家、所長さんなんですけれども、これが、「食品、飲料水は基準が非常に甘すぎる。やっぱり現実的な値に見直すべきだ」と。ベラルーシでは、内部被曝の影響を受けやすい子供が摂取する食品は37ベクレルと厳しい基準値が定められているけれども、日本では乳製品を除く食品の暫定基準値は500ベクレルと。子供に対する特別な措置がないことも問題視して、「37ベクレルでも子供に与える影響では高過ぎる。ゼロにすべきだ」と述べているんです。

ですから、その間はどうするのかということについて、学校給食だからどちらでもいいですけれども、お答えください。

〇議長(小座野定信君)

教育部長 仲川文男君。

〇教育部長 (仲川文男君)

学校給食の食材に関する件につきまして、お答えを申し上げます。

最新の文科省通知が出ましたので、まずその内容についてご報告を申し上げたいと思います。 文科省においての通知は、きのうですか、11月30日付で各自治体に出ております。これにつきま しては、東日本の17都県の教育委員会に出されました。内容は、学校給食の食材に含まれる放射 性物質につきましては、1キログラム当たり40ベクレル以下との目安を示す数値であります。検 査機器がないところが当然ございます。これにつきましては、支援事業として、今年度3次補正 予算に1億円を国で計上し、国が検査機器の導入費の半額を上限に都県に補助金を出すと。市町 村は、学校給食で使う食品ごとの事前検査を都県教委に依頼する仕組みであるというふうな内容 でございます。きょう、今、これを見まして、読み上げている内容でございます。

そのような状況でございますので、現時点においては、出荷制限がされていない食材については、佐藤議員ご指摘がありましたが、その範疇にあるということで食材を提供しているという状況でございます。

以上でございます。

〇議長(小座野定信君)

8番 佐藤文雄君。

〇8番(佐藤文雄君)

学校給食では、ちゃんと検査をするところが多いんですよ。実施しているところがね。今、40ベクレルというふうに言いましたよね。11月30日にそういう文科省の指針らしいものが出たということですね。じゃ、その40ベクレルというものの食材の検査はされたものなのかどうかですね。そういうところが心配になっているわけですよ。そういう具体的な行為がされていないと、皆さん心配するということを私は言っているんです。

そして、ほかの、水戸とかひたちなかとか土浦とか、そういうところがやっているものですから、近隣とみんな比べてしまうでしょう。だから、かすみがうらは、川村さんがおっしゃいましたけれども、積極的な対応じゃなくて、消極的な対応だと。これは9月議会での市長の消極的な態度がずっと引きずっているんじゃないかと私は思うんです。いかがですか。

〇議長(小座野定信君)

教育部長 仲川文男君。

〇教育部長 (仲川文男君)

お答えをいたします。

市長が9月議会に云々の話はお答えの範疇じゃないと思うんですが……。

「佐藤議員「いいよ、それは。なので、言わなくていい」と呼ぶ】

〇教育部長 (仲川文男君)

先ほど総務部長の答弁にありましたように、国のほうから貸与されるということで、その貸与された機器によりまして、本市におきましては、給食用の食材の検査体制の整備に向け進めていきたいと思っているところでございます。これにつきましても、先ほど読み上げました内容は、40ベクレル以下との目安を示すと、そういう内容でございましたので、その間につきましては、国の基準の範疇での食材の提供をしたいと思っております。

以上でございます。

〇議長 (小座野定信君)

8番 佐藤文雄君。

〇8番(佐藤文雄君)

やっぱり検査機器が来るまでの間が心配だということを私は何回も言っているわけです。時間 がありませんので、これはいいです。

除染と全面賠償の問題なんですけれども、これは費用がかなり大きくなるわけですね。日本共産党は、東電をはじめ、電力業界が核燃料サイクル計画のために積み立てている再処理等積立金、これが巨額になっているんです。これが原発埋蔵金と言われているんですが、実を言うと、11月16日に枝野経産相が答弁をしましたが、10年度末に残高5兆円に達していると。そして、新たに40年間でやるような積み立て、それが19兆円を見込んでいるというんですね。ですから、原発埋蔵金を新たに基金にして、それできちっと除染費用に充てるという考え方を持っているんですけれども、こういう提案について、市長、どう思いますか。

〇議長(小座野定信君)

市長 宮嶋光昭君。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時13分

再 開 午後 3時14分

〇議長(小座野定信君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

〇市長 (宮嶋光昭君)

東電の埋蔵金についてのコメントでしょうか。

〇議長 (小座野定信君)

8番 佐藤文雄君。

〇8番(佐藤文雄君)

共産党は、東電をはじめ、電力業界が核燃料サイクル計画に積み立てている積立金、これが、 この前経産相が言って、5兆円あると言うんです。こういうものを除染または全面賠償の費用に 充てるべきだと言っているんです。ですから、こういう考え方はどうですかと、市長の見解を求 めたんです。

〇議長 (小座野定信君)

市長 宮嶋光昭君。

〇市長 (宮嶋光昭君)

私は、東電にお金があるからとか、ないからとかいうのは、あるから損害賠償をもらうとか、 ないから損害賠償をしないとかの問題とは次元が違うんではないかと思います。これはあっても なくても、原発を政策として進めてきた国と、それから、直接の事業者である東電の無限的な責 任があると思います。 先ほど来40ベクレルの話も出ておりますが、40ベクレルということになると、おそらくかすみがうらの水産物はアウトになると思います。こういう深刻な状況でありますが、先般、千代田の公民館でも講師を招いて、市の主催でやっておりますが、そのときの講師の先生の話でも、「今のところ、あんまり過剰反応するなよ」というような話もございました。しかし、きちんと事態の推移は見守る必要があると。

我々は何しろ放射能の値についてはもちろん素人でありまして、また、医学界においても、年間100ミリシーベルト以下についてはデータがないわけです。そういう中でこの問題に対応しているという状況を考えれば、いわゆるきちんとした責任ある機関が、ですから、文科省であるとか、環境省が出したり、最初は8月26日に文科省が1マイクロシーベルト、それから、その後、環境省が0.23マイクロシーベルト、さらには今度、きのう、文科省が40ベクレルだと。これは基準がどんどん下がっているわけです。我々は、そうなってくると、ゼロが一番いいのか、ゼロまで無限にやるのかという話になりますから、それはやりようがないわけです。ですから、今時点では、一応出されている基準についてどうであるかということに対応するしかないと思うんです。

私たちとして、今、一番やらなければいけないのは、東海をとめることだと思います。東海が同じ事態になったら、とんでもないことになります。ですから、今、茨城では、東海をとめることが私は一番大事だと思います。茨城県民としては、東海をとめることを第一に考えるべきだと。あとは、福島のコンクリートがあと37センチしかないという話がきのう出てきましたが、これ

はどうしようもないです。また37センチが溶けてしまって、鉄板をぶち抜いて、どういうことになるかわからない。そういうことは私らには想像がつかないわけですから、だから、専門家あるいは責任を持った機関が発表する数値に従ってやっていくしかないと思います。

これで答弁になっているかどうか、そういうスタンスでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

〇議長 (小座野定信君)

8番 佐藤文雄君。

〇8番(佐藤文雄君)

東海第二原発について廃炉を求めるという姿勢は非常にいいと思います。私はそういう点は評価をいたします。

今、私が言っているのは、やはり子供たちを持つお母さんたち、お父さんたちの心配を私たち がどう解消していくかということをやっぱり考えていく必要があるということだと思います。

一部損壊のほうの問題に移りたいと思います。

今、大規模全壊が2件で、半壊が2件、そして、利子補給で7件だということでしょう。一部 損壊の利子補給が7件なんですよね。私はそういう意味で、義援金は被災した方にきちっと充て るべきなんじゃないかということを何回も言っているんです。

社会資本整備総合交付金を活用するように言いましたよね。これについて、常陸太田市なんかは、一部損壊へ住宅修繕助成として、上限は20万円ですが、義援金と社会資本整備総合交付金を活用しているんです。当市では、この社会資本整備総合交付金の活用について、どういう内容なのかお答えできますか。

〇議長(小座野定信君)

総務部長 山口勝徑君。

〇総務部長(山口勝徑君)

お答え申し上げます。

社会資本整備総合交付金制度を活用しての一部損壊家屋への支援でございますが、社会資本整備総合交付金につきましては、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図るための国の補助事業でございます。道路、下水道などの社会資本整備を基幹事業といたしまして、それに関連する事業、効果促進事業として総事業費の20%を事業費に組み入れることができ、事業期間は3年から5年とされております。

ご質問の一部損壊家屋への支援につきましては、効果促進事業として実施することとなります。この場合の補助金額は50%と言われておりますので、残金につきましては一般財源となります。 先の議会でご提言いただきましたときには、県での枠が非常に厳しいとの回答もありましたが、 現在は予算枠はあるとの回答でございます。しかし、2分の1の市の負担が義務づけられている ところから、総合的な見地から検討させていただきたいと思います。

〇議長(小座野定信君)

以上です。

8番 佐藤文雄君。

〇8番(佐藤文雄君)

ですから、社会資本整備総合交付金は、23年度分がまだあるということなんですね。そういうものと、もう1つは、今言った義援金を合わせて、一部損壊のほうに何らかの直接的な支援ができないかということを私は言っているんです。やはり本当に被災した方は、突然の出費なんですね。これについて、義援金がそういう形、災害復旧だけのいわゆる公共事業に使われてしまうということ自体は問題なんじゃないかなと思うんです。

それと、放射能対策費を今回やるとかというようなことを言っていますけれども、これは東電に請求するわけですから、これはきちっと請求すればいいものであって、ここがポイントなんですね。それをやるかやらないかなんですけれども、市長はこれ、どうですか。こういう制度を活用して、一部損壊の家屋に対してできる限り支援をする。例えば10万円じゃなくてもいいですよ。5万円でもね。そうすると、2万5000円が義援金もしくは一般財源、それで、あと2万5000円が社会資本整備総合事業から充てるというふうな形で、少しでも直接支援をするという姿勢がやっぱり必要なんじゃないかと思いますが、いかがですか。

〇議長(小座野定信君)

総務部長 山口勝徑君。

〇総務部長(山口勝徑君)

お答え申し上げます。

先ほどの答弁の中で義援金の使途につきまして一部触れたところがございますが、この義援金 につきましては、ほとんどが茨城県の市町村振興協会からの義援金というような形でございます。 これにつきましては、大規模な風水害、地震、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害 の予防のための事業ということで充当させていただきたいと考えております。またさらに、今回、 各避難所の災害時の井戸の設置費に充当させていただく等、この大切な義援金をそういった本来の目的に沿って充当させていただきたく計画しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

〇議長 (小座野定信君)

市長 宮嶋光昭君。

〇市長(宮嶋光昭君)

ちょっと補足させていただきますが、使用目的がそういうことにもともと限定されている義援 金だということらしいです。

あと、義援金は別にして、市の一財から、一般財源から1万円なり5万円なり被災者に配ったらどうだという話がございますが、これはいずれにしても、例えばかわらが30万、50万、100万の被害をこうむったうちが多いわけでありますが、そこにお見舞金として市町村によっては1万円とか3万円を配るところがあるみたいですが、私はむしろかすみがうら市の貴重な一般財源は、次に来る災害あるいは今回の復旧のためにきちんと使わせていただいて、損壊をこうむった方には大変お気の毒ではありますが、これは保険なり何なりの自己責任で対応していただくと、そういう考えを持っております。

〇議長(小座野定信君)

8番 佐藤文雄君。

〇8番(佐藤文雄君)

災害ですから、自己責任じゃないんですね。災害ですからね。

[市長「地震保険」と呼ぶ]

〇8番(佐藤文雄君)

地震ですから、だから、自身でやれというわけにはいかないと思います。

それで、いいです。災害義援金について、国、県及び市の義援金の対象の配分額は幾らかお答えできますか。

〇議長(小座野定信君)

総務部長 山口勝徑君。

〇総務部長(山口勝徑君)

全体の金額につきましては先ほどご答弁申し上げましたが、私ども、手持ちに一覧表がありますが、これにつきましての区分けはしてございませんので、区分けした後に議員さんのほうに提出申し上げたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

〇議長(小座野定信君)

佐藤議員、後ほど書類で提出するということでご了解願います。

8番 佐藤文雄君。

〇8番(佐藤文雄君)

じゃ、防災無線の問題については、使い勝手のいい防災ラジオがありますので、後で紹介をいたします。これはまた延ばします。

それから、消防力の強化の問題なんですけれども、前にも話しましたように、「人員が足りないと、急出させて対応するんだ」というふうなことを言っていますよね。でも、これは90年代後

半から行革の名でどんどん地方公務員を減らし続けてきたんです。これが大きな原因なわけです よね。やっぱり政府もこの点を、消防職員が不足している原因をただしたら、市町村の厳しい財 政状況や行政改革に基づく定員管理で大幅な消防職員の増加が困難なためと答えざるを得なかっ たと。これでは市民の安全が確保できないと思いますけれども、市長、お考えがありそうなので、 お答え願えますか。

〇議長 (小座野定信君)

市長 宮嶋光昭君。

〇市長 (宮嶋光昭君)

消防については、合併時平成17年4月時点での消防人数と今の人数は変わっておりません。何が変わって足りなくなっているかというと、実は行政職のほうは、いわゆる人員削減、合理化をやっています。相当の合理化をやっているわけです。消防職については、消防の中で高年齢化しています。したがいまして、かつてはいわゆる現場に対応できる、要するに、夜勤ができる人たちが多かったわけです。ところが、今見てみますと、夜勤に耐えられないわけではないんですが、消防の人には耐えてもらうしかないんですが、事務職員は全然減っていません。むしろ増えております。消防職の中で事務職員だけが増えているんです。だから、現場は足りるわけがないんでありまして、ここのところを工夫する必要があります。これを今、精査しております。

資料を出してくれるように言っているんですが、私らが、いわゆる部外者が見てパッとわかる 資料がなかなか出てこないものですから、今のところまだ4月の配置計画は立っておりませんが、 私は、ある程度高年齢の方にもこの際少し現場に戻ってもらうと、そういうことを考えざるを得 ないんではないかと思います。こういう状況の中では、そんな甘いことは言っていられないと。

それに、きつい話ですが、勧奨制度もありますので、それにどうしても耐えられないと、これは消防は現場職でありますから……。言っておりますが、自衛隊は55歳です。消防は60歳です。それが権利だということは、私はないと思うんです。消防職で入っているわけでありまして、給与も消防職特別の給与水準にしているわけでありますから、みんなが大変なときには、やっぱりある程度耐えてもらうという覚悟が必要なんではないかと。ありていにいえば、高年齢者が1人退職すると、本当に新規のピチピチした人たちは3人も頼めるわけです。

そういう現実を踏まえて、そこまで私に言わせるのかというご質問でありますが、あえて私は 市民の皆様にもここのところをよくわかっていただきたいと思いまして、きつい話でございます が、あえて申し上げさせていただきます。

〇議長(小座野定信君)

8番 佐藤文雄君。

〇8番(佐藤文雄君)

そういう答弁を求めたわけじゃないんです。新規採用をするというふうな方向性が出ているん じゃないかなと思いまして、質問したんです。

今、高齢者が事務職でどうしようもない、もっと現場に行って働けということについては、それは内部の問題でありますが、退職を勧奨するようなことは私はやりません。そういうことを言っているわけじゃないんです。増員が必要じゃないかということを言っているんです。どうですか。

〇議長(小座野定信君)

消防長 井坂沢守君。

「市長「こっちでやる」と呼ぶ〕

〇議長 (小座野定信君)

市長ですか。

市長 宮嶋光昭君。

〇市長(宮嶋光昭君)

先ほど申しましたように、問題がなかった17年当時と人数的には同じであります。ですから、問題がなかったといえば、これは大いにこしたことはありませんが、それでやってきたわけでありますから、問題がなかったわけです。

人口4万4000人のかすみがうら市で、きのうも県庁へ行ってぐるぐる回っていて、話が出たんですが、消防が今度デジタル化になれば、土浦消防とも消防委託もできる話、そういう話の中で、「かすみがうら市はまだ単独でやっているのか」と。もともと新治広域でやっていたわけですが、今、単独でやっているわけです。単独でやるというのは本当にかなり無理があるわけです。かすみがうら市規模の消防で、しかも、いわゆるまるっきり横長の地域で2つの消防署を持っているわけですから、これはかなり厳しいわけです。

そういう中でのことでありますので、増員したいのは山々でありますが、もう少し工夫して何とか耐え忍びたいと。それで、今、最後の詰めをやっているところです。どうしても足りないとなれば、来春、新採を入れまして、教育を受けさせると、そういうことも範疇には入っておりますが、消防署を挙げて、また執行部を挙げての対応をしてまいりたいと考えております。

〇議長(小座野定信君)

8番 佐藤文雄君。

〇8番(佐藤文雄君)

なかなかかみ合いませんので、次に行きます。

残土問題なんですけれども、書類の提出の仕方でもめていると言っていますが、これはすぐに 解決できると思いますので、これについては後で詰めたいと思います。

それと、今、農地として活用することになるために、農地転用の手続をしているわけでしょう。この前、10月12日に我々地方議員団が農水省と交渉した際に、農地転用にかかわってちょっと質問をしましたら、「今、実際に農地を農地として使わないということがあったら大変なことだ。調査によっては、その調査費も国で出せる。県が実務調査もできるんだ。その調査によってだめな場合は法律上取り消しができる。場合によっては、業者に原状回復の命令も出せる。要は、原状回復を業者がやらなければ、強制的に行政が原状回復を行い、その費用を業者に請求するようになっている」と言うんです。

今、ミヤマという会長さん、つかまえられますか。連絡がつかないでしょう。これ、どうなっていますか。

〇議長(小座野定信君)

農業委員会事務局長 塚本 茂君。

〇農業委員会事務局長(塚本 茂君)

ただいまのご質問でございますが、会長ではなくて、代表取締役に手紙を出しまして、今後の計画について直接打ち合わせをしたいということで、訪問したいということで通知を出しているんですが、いまだに連絡がない状況でございます。

以上です。

〇議長 (小座野定信君)

8番 佐藤文雄君。

〇8番(佐藤文雄君)

ですから、このままずっといったらだめだということです。私が今言ったのは、調査ができる と。そして、それがだめな場合は法律上取り消しができるというふうな、こういう流れになって いるんだということです。そういう措置をいつやるのかと。これ、期限を切るべきなんじゃない かということなんです。期限を切らなければ、いつまでもあの状態じゃないですか。どうですか。

〇議長(小座野定信君)

農業委員会事務局長 塚本 茂君。

〇農業委員会事務局長(塚本 茂君)

申しわけありません。農業地区域以外の一時転用の期間は5年以内ということになっておりますので、その5年以内にはやりたいと思っております。

以上です。

〇議長 (小座野定信君)

8番 佐藤文雄君。

〇8番(佐藤文雄君)

よろしくお願いします。

じゃ、国保のほうに移りたいと思います。

なかなかかみ合わないんですけれども、国保も実際に……、この方からちょっともらいましたら、この方は22年は1万9300円だったんですね。これが今度2万1600円になるんです。ところが、4期、5期、6期、7期、8期、9期があるんですけれども、これはこれまで1,000円ずつだったのが、今度、2,000円ずつ払うことになってしまった。だから、倍払うような感覚になってしまうんですね。やはりこういう意味では、低所得者というか、所得の少ない人というのは大変な状況になっているんです。

5対5はもう当然みたいに言っておりますが、実際にこの本算定で――シミュレーションじゃないですよ。昨年度と今年度の国保税の世帯の平均増減額は出ましたか。

〇議長(小座野定信君)

市民部長 川島祐司君。

〇市民部長 (川島祐司君)

ただいまの佐藤議員のご質問にお答え申し上げます。

先日、佐藤議員からもそういうご指摘を受け、茨城計算センターの担当と協議を行いまして、 そういうデータができる形のものが来週いっぱいぐらいには上がってくるということですので、 その後、統計的なデータをつくりまして、後で文書でお答えしたいと思いますので、よろしくお 願いいたします。

〇議長 (小座野定信君)

8番 佐藤文雄君。

〇8番(佐藤文雄君)

じゃ、よろしくお願いします。

それで、実は国保税のいわゆる応益と応能の割合、5対5を目指すというのが市長の考え、国のほうもそういうふうな指導をしている。ところが、実態はどうですか。県内の市町村の医療分において、応益・応能分の割合はどういうふうな状況になっているかわかりますか。

〇議長 (小座野定信君)

市民部長川島祐司君。

〇市民部長 (川島祐司君)

平成22年度のデータが先日届いておりますので、その中で22年度の状況を申し上げますと、今回のかすみがうら市が応能・応益の割合を5対5に近づけるということで、国で21年度まで指針としておりました45%から55%の範囲内にありました市町村が、11市町村ございました。したがいまして、22年度はかすみがうら市は応益分が36%というような結果ですので、全体44%の中で、かすみがうら市を含め33の市町村が、県の求める50%に近い応益・応能の割合を満たしていないという状況でございます。

以上です。

〇議長 (小座野定信君)

8番 佐藤文雄君。

〇8番(佐藤文雄君)

ということは、応能割のほうが多いということでしょう。大勢だということだよね。そういう ことですよね。

〇議長 (小座野定信君)

市民部長 川島祐司君。

〇市民部長 (川島祐司君)

はい、そのとおりでございます。

〇議長(小座野定信君)

8番 佐藤文雄君。

〇8番(佐藤文雄君)

現実がそういうことで、やっぱり所得の少ない人に対してはやさしい、そういう施策を、社会 保障として国保制度があるということ、この認識がやっぱり足りないんじゃないかなと思います。

実はこの前も示しましたが、これ、滞納の件数ですね。50万未満が件数だと66%です。全体の66%。所得が50万未満ですよ。それから、金額では総額6億8400万。滞納金ですね。過年度分だけです。それが3億900万。半分が滞納。調定額全体の半分になっているんですね。

それで、もう1つ、私、問題だなと思ったのは、職業別の国保なんですね。

[発言する者あり]

〇8番(佐藤文雄君)

資料配らなかったんだ。資料を配ってもらえばよかった。

職業別のやつが、これ、給与所得、営業所得で、これ、いいますと、給与所得が圧倒的に多いんですね。38.3%。あとは年金が32%なんです。こういう実態、これがまずあるということね。

それともう1つはこれなんですよ。このところですね。いわゆる会社に雇ってもらっている働いている人、被用者が何と64.7%なんですよ。つまり、被用者の方は、本来は違う、国保じゃなくて、別な健保保険に入ることになりますよね。ところが、圧倒的にこれ、国保に追いやられているんです。これがかすみがうらの実態なんです。その他が21%で、これが全国的に大体こういうふうな傾向になっているんです。

そこでお尋ねしますが、実際に市内の事業者で、健康保険、被用者保険に入っている調査はやったことがありますか。

〇議長(小座野定信君)

市民部長 川島祐司君。

〇市民部長 (川島祐司君)

ただいまご指摘の調査は行ったことはございません。 以上です。

〇議長 (小座野定信君)

8番 佐藤文雄君。

〇8番(佐藤文雄君)

これはぜひやってもらいたいんですよ。つまり、みんな、国保にやってしまっているということなんですよ。それなりの大きな会社でもそういう場合がある。ですから、そういうことで、ちゃんと被用者保険に入れるように指導するべきだと思いますが、市長、どうですか。そうすると、少しは助かりますよ。

〇議長(小座野定信君)

市長 宮嶋光昭君。

〇市長 (宮嶋光昭君)

今の問題はかすみがうら市だけでどうこうという問題ではないですが、いわゆる雇用者保険のほうに企業が加入できない実情、今、景気の後退もありましょうし……。

[「社会保険」と呼ぶ声あり]

〇市長 (宮嶋光昭君)

社会保険ですね。だから、雇用者保険。いわゆる……、そう、社会保険ね。雇用者の保険ね。 雇用者で運営する保険。社会保険のほうに加入できない実態が国保へしわ寄せが来ているという ことだろうと思います。

ちなみに、それはかすみがうら市の実態じゃないですよね。今のは全国的な実態ですか。 [佐藤議員「これはかすみがうらの実態です」と呼ぶ]

〇市長 (宮嶋光昭君)

それ、かすみがうらの実態ですか。

[佐藤議員「これはかすみがうらの実態」と呼ぶ]

〇市長 (宮嶋光昭君)

それはどこからとったんですか。

[佐藤議員「どこからとったって、この前、資料もらったんです」と呼ぶ]

〇市長 (宮嶋光昭君)

そうですか、はいはい。

[佐藤議員「この前もらった資料」と呼ぶ]

〇市長 (宮嶋光昭君)

それで、何でわからないの?

[佐藤議員「何でわからないの? って、県でつくっているので」と呼ぶ]

〇議長 (小座野定信君)

市長、議会ですので、フリートークはおやめください。

〇市長(宮嶋光昭君)

はい。

[佐藤議員「県でつくっている」と呼ぶ]

〇市長 (宮嶋光昭君)

いずれにしても、そういう時代背景というか、困難な経済状況があるわけですから、かすみが うら市でどうこうという話ではないと思います。

[佐藤議員「かすみがうら市の話をしているんですよ」と呼ぶ]

〇市長(宮嶋光昭君)

いや、かすみがうら市でコントロールできる話ではないと思いますので、ご理解を賜りたいと 思います。

〇議長 (小座野定信君)

8番 佐藤文雄君。

〇8番(佐藤文雄君)

何にも対策しないで、応益をただ上げてしまって、これはもう辟易しますよ。そういう対策を、 ちゃんと被用者保険に入るようにという指導ぐらいはできるじゃないですかと言っているんです。 私はそのことを言っているんです。

これ、長々するとまた時間がないので、次の介護保険に入らないとだめなのでね。

来年度、介護保険のほうで値上げをするというふうな話をしましたよね。確認しますけれども、 値上げをしなければいけないと。確認します。

〇議長(小座野定信君)

保健福祉部長 竹村 篤君。

〇保健福祉部長(竹村 篤君)

第1回目の答弁でもお答えしましたように、事業量の増加が見込まれると、そういうことで、 保険料もその分値上げが、議員の質問にもありましたように、全国平均でも5,000円超えが見込 まれるというお話がありましたけれども、本市においても同じような状況が見込まれる内容でご ざいます。

以上です。

〇議長 (小座野定信君)

8番 佐藤文雄君。

〇8番(佐藤文雄君)

実際に介護保険の給付の実態、この前、資料をもらいましたが、18年から23年、これ、予測ですね。実際にこれからいうと、今度の計画ではものすごく上がるようになっているんです。このグラフです。これ、データをもらいましたね。24、25、26年度。

それで、実際は、この前、21年から23年度の予算の予測が72億1822万5000円だったんです。それが実際には68億1289万6000円。つまり、第4期のときには25.3%上げることにしてあったんだね。ところが、実際には18.2%だったんです。

今度はどうなのか。今度を見ますと、また21.6%です。だから、どんどん上げる。こういうふうな形でやると、まず問題だと。だから、ここで問題なのは、今度の介護の改定でポイントがありますが、財政的な面でどういうポイントがありますか。答弁願います。

〇議長(小座野定信君)

保健福祉部長 竹村 篤君。

〇保健福祉部長(竹村 篤君)

質問の内容は、第5期事業計画策定に当たっての介護保険法の一部改正が示されております。 その中での考え方の中で、主な改正点、いろいろありますけれども、医療、介護、予防、生活支援サービス等の連携による包括的な支援とか、そういういろいろな具体的なサービス内容の拡充と。

あわせて、議員の質問の内容は、財政安定化基金の取り崩しを積極的に行って、介護保険料の 上昇を緩和するような内容が示されているんではないかという質問かと思います。それはそのと おり進めていきたいと考えております。

以上です。

〇議長 (小座野定信君)

8番 佐藤文雄君。

〇8番(佐藤文雄君)

ですから、これは3年間のやつです。18年から20年の、それから、21年から23年。これ、24年から26年の3年のやつですよ。これをグッとやりますと、これが予算と決算でいわゆる挟み状になるということは、まず予測を高くし過ぎているんですよ。

特に今度は、実を言うと、総合サービスという名前で、要支援と認定された利用者を市町村の 判断で全国一律の保険給付の対象から外して、サービスを切り下げるという方向もあるんです。 こういう方向もあるんです。総合サービス。こういうことからいったら、安定化基金は今まで全 然使われていません。これをきちっと取り崩すということと、それから、当市には介護給付費準 備基金がありますが、残高は幾らですか。

〇議長 (小座野定信君)

保健福祉部長 竹村 篤君。

〇保健福祉部長(竹村 篤君)

市の基金の残高は1億円ほど見込まれます。これは決算が終わっていないので、何とも言えないんですけれども、その基金についても十分活用するような形で現在考えております。 以上です。

〇議長 (小座野定信君)

8番 佐藤文雄君。

〇8番(佐藤文雄君)

この前の決算のときに1億5308万9000円と言っていましたよ。1億円と1億5000万じゃ違いま すよ。

〇議長(小座野定信君)

保健福祉部長 竹村 篤君。

〇保健福祉部長(竹村 篤君)

現在の決算見込みでは1億円という形でなっております。 以上です。

〇議長 (小座野定信君)

8番 佐藤文雄君。

〇8番(佐藤文雄君)

その1億円と、この前の決算のときは1億5300万という話だったので、私はそのことを言っているんですけれども、いずれにしても安定化基金と準備基金をきちっと取り崩すということと、やっぱりこれは今、第1号者の保険料の取り過ぎなんですよ。これは高齢者に返却するのが当然。こういう措置も含めて、一般会計からの繰り入れも、それは必要ですよ。介護保険でこれ以上高くなったら大変です。介護保険を受けていない人だってとられてしまうわけですから、そういう意味では、ぜひ保険料を上げないと、こういうことが必要だと思いますが、市長、どうですか。

〇議長 (小座野定信君)

市長 宮嶋光昭君。

〇市長(宮嶋光昭君)

介護保険の算定方法に私は多少不満があります。というのは、今の算定方法だと、かすみがうら市の実情に合っていない。いわゆる首都圏共通の問題ですが、東京の高齢者を受け入れているんですね。いわゆる高専賃というタイプの高齢者施設、介護保険を使っている方が大勢いるわけですが、その施設を介護保険のいわゆる受益者に義務的に参入させられてしまうんですね。これは私、今度、県に行って文句を言ってこようと思うんですが、ただ、県のほうも、厚労省の指導があってやっているんだと思うんです。

これは東京と、それから、東京の周りの首都圏と、それから、まるっきり田舎と言ったらあれですが、いわゆる三大首都圏から遠い、離れたところ、東京、名古屋、大阪から遠く離れたところは、みんな事情が違うんです。我々かすみがうら市みたいな首都圏は、東京のお年寄りを高専賃で受け入れる施設がいっぱいあるわけです。かすみがうら市は、高齢者施設ベッド数では人口比で全国一、二を競っているわけですから、典型なわけです。

そこへもってきて、住所地特例がきいているんですから、本来は介護保険の員数に全部カウントしなくてもいいんですよ。全部はカウントする必要がないんです。ところが、「カウントしろ」という県の指導なんです。そこに私は介護保険料の算定が高くなってしまう原因があるんではないかと思うんです。

ただ、その分を下げて、カウントを低くしておいて……、今度4,800円ぐらいになるという見

通しだそうですが、800円も上がると。じゃ、その部分をカウントしないで、4,500円とか4,600円とかにしておいたらうまく追いつくかというと、今さっき言ったように、ついこの前までは1億5000万円も余ると思っていたのが、あっと言う間に5000万も食ってしまったわけだよね。だから、やっぱり介護保険の運営というのはなかなか難しいです。

本来、これは1つの市町村でやれるような制度じゃないんです。全国を1つの保険制度にすべきです。少なくとも茨城県、国保と同じように……、介護保険は国保よりひどいですよ。国保は茨城県も、東京も、新潟もお医者さんにかかる比率はそんなに違わないかもしれないけれども、介護保険はそれほど違うんですよ。東京とその周辺自治体と、それから、遠く離れた自治体ではもう全然違うんですよ。施設数が違うんですから。だから、介護保険というのは全国一律で運営しないとだめだと思います。この前も、厚労省の副大臣に行き会って、私は直接言ってきました。大泉さんにも言っています。の前も、厚労省の副大臣に行き会って、私は直接言ってきました。大泉さんにも言っています。丹羽さんにも言っています。でも、なかなか届きません。そういう根本的な問題があるということをやっぱり私たちは考えていかなければならない。

その中で、今、現実に運営しているわけですから、万が一足りなくなってしまったら、一般会計からどんどん持ち出しになってしまいますから、そのあんばいを見ながら、担当部では苦労していると、そういう状況にあります。

〇議長(小座野定信君)

8番 佐藤文雄君。

〇8番(佐藤文雄君)

今言ったように、この実態が、最初の計画が、25%ぐらいが実際には18%だったと。それが今度もまだ21%にしているというところもありますから、そういうところの精査をして、上げないようにしてもらいたいと。やっぱり国の財政支援がどんどん少なくなっているというところが、一番介護保険の問題だということだと思います。

あと2分なので、シルバー人材センターで聞きたいことだけ、3つほど聞きます。

あじさい館の管理業務で、シルバー人材センター以外に、市内の業者に委託した業務はありますか。それが1つ。

それから、役所のほうから、シルバー人材センターの会員との二またはだめだよという指示があって、高橋興業に再雇用された会員は逆に人材センターから脱会したということがあるということも聞いているんですけれども、これについてどうなのか。その再雇用された方は何人なのかご存じかどうか。

それからもう1つ、今、シルバー人材センターでは、今後の仕事と会員の確保を心配しているようであります。市長、これまでシルバー人材センターに委託している公共施設、まださまざまあると思いますが、これも同じように委託、委任、こういう対象から外す考えがあるのか。高年齢者の仕事確保について、市独自として何か特別考えているのか。

その3つをお答えいただけますか。

「市長「最初、何でしたっけ」と呼ぶ〕

[佐藤議員「最初は、あじさい館の管理業務で、シルバー人材センター 以外に市内業者に委託している業務はあるかどうか」と呼ぶ]

[市長「はいはい、わかりました」と呼ぶ]

〇議長 (小座野定信君)

市長 宮嶋光昭君。

〇市長 (宮嶋光昭君)

1番については、ちょっと具体なので、私、把握しておりませんので、担当課から答えさせます。

2番目の脱会……、私が聞いたところでは、あじさい館を業務委託、今度、高橋興業が10月からやっているわけですが、そのときに、「シルバー人材センターの監督のもとにあじさい館に働いていた人たちはなるべく高橋興業でそのまま使ってくれるように話せよ」ということを契約課に頼んでおいたわけです。シルバー人材センターのほうの依頼もあったので。そういう依頼を高橋興業にしたはずです。

そういうことで、私が現場から聞いている話では、ほとんどの人が、要するに、監督が変わっただけだというふうな印象を持っているみたいです。シルバー人材センターに今まで行っていた人たち、あじさい館に勤めていた人たちは、ほとんどの人がそのまま高橋興業に移籍したみたいです。ただ、監督者がかわっているので、作業の内容は全然違うという評価をいただいております。やっぱりシルバー人材センターの中に監督業務のしっかりできる人が私は不足しているのではないかと考えます。

あと、3番目の、今後、あじさい館以外のところでいわゆる民間業者にどんどん委託していくのかという話でありますが、さっき、午前中の議会が終わったときに、今度、あじさい館の管理委託がきょうから教育委員会にかわったわけですね。館長は生涯学習課長なんですが、生涯学習課長とスポーツ振興課の課長に直接話をしたんです。

今、わかぐり運動公園は非常に管理内容が悪いです。草なんかも、行ってみてもらえばわかりますが、非常に管理内容は悪いです。常陸野第二公園は、スポーツ振興課の職員が芝刈りをやっています。草刈りをやっています。これを来年は、全体的に職員は減らしていますから、現場のいわゆる働ける職員、若い職員が足りないのは現実でありますから――上は余っているんです。下は足りないんですね。そういうことで、貴重な若い職員が芝刈りをやっていたんではしようがないと。放射能対策であるとか、あるいは今後のいろいろなプロジェクトがありますから、そういったプロジェクトの土地の確保とか、そういう部門は人を増やさなければならないところです。そこに動ける人間を持っていかなければならないので、これを外注しろと。職員が、とにかく600万、700万の人が芝刈り、草刈りをやっていたんでは、これほど高いものはないと。だから、これは外注しろと。

外注先は見積もりをとれと。私はどこからとれとは言いませんよ。民間業者もいるし、シルバーもいるし、いわゆる請負をできる業者に委託しろと。私が言いたいのは、公共施設の管理をきちんとやるということと、いわゆるシルバーの人たちに生きがいを持ってもらったり何かするということは、これは別次元の問題であると。

ですから、例えば今度、放射能の測定業務を、今、シルバーに頼もうということで、こういうことは私はいいんじゃないかと思うんです。だから、一括してシルバーに委託してしまえと今言っています。放射能の機械が来てから、民間の人たちが、個人の方が「うちの放射能をはかってくれ」という依頼を電話でしますね。その電話受けも含めて、あるいは2人1組でそこへ行って

測定する業務、電話を受けたり、測定する業務を一括してシルバーに頼んでしまう。委託料で請 負で頼んでしまう。そうすることによって、職員はその仕事から逃れられますから。

それは結構ボリュームがある仕事だと思うんです。おそらく10人や15人の要員は要ると思うんですね。15人は要らないにしても、10人ぐらいの要員は要ると思います。シルバー人材センターには電話受けがいますから、その電話受けの……。

〇議長(小座野定信君)

市長、質問内容から随分外れておりますので……。

〇市長 (宮嶋光昭君)

いや、シルバーの活用の仕方を今、説明しているので、もう少し、あとちょっとです。

そういう向いた仕事ですね。シルバー人材センターには電話受けの人はいるんです。若い職員が5人も6人もいるんですから。シルバーじゃないですよ。若い職員がですよ。だから、電話受けも込みで頼んでしまう。電話受けはシルバー人材センターの若い職員にやってもらって、各ご家庭にはかりに行くのは、シルバーの人たちに、おじちゃん、おばちゃんに行ってもらう。そういうふうにやったらいいんじゃないかと思う。

そういう、やっぱり向きがありますから、それをうまく向き不向きで選定していったらいいん ではないかと思います。

〇議長 (小座野定信君)

保健福祉部長 竹村 篤君。

〇保健福祉部長(竹村 篤君)

佐藤議員の質問の中で市内の施設の管理というお話がありましたけれども、私のほうで確認しているのは、雪入ふれあいとか、水族館とか、指定管理者で……。

[佐藤議員「あじさい館です」と呼ぶ]

〇保健福祉部長(竹村 篤君)

あじさい館では……。

「佐藤議員「の、管理業務」と呼ぶ〕

〇保健福祉部長(竹村 篤君)

は、先ほどの民間に一括した内容でございます。

[佐藤議員「違うよ。一括した前だよ。一括する前に、シルバー人材センター以外に市内業者に委託していた業務はありますかと言っている」と呼ぶ]

〇保健福祉部長(竹村 篤君)

失礼しました。

シルバーでできない専門的な業務――電気関係とか水質保全の関係、さらにはおふろの管理なんかは委託しております。

〇議長 (小座野定信君)

市内の業者ですか。市外ですか。市内ですか。

〇保健福祉部長(竹村 篤君)

失礼しました。

おふろについては、市内の業者でございます。

それから、会員の確保の関係でございますけれども、これは年間1200万ほどで、シルバー人材の売り上げの中で大きなウエートを占めております。そういうこともありまして、事業拡大については、シルバー人材センターと一緒に、人材確保、さらには事業拡大の協議をして活性化を、シルバー人材そのものは、高齢者の生きがい対策ということで大きな意義もありますので、その辺は協議して進めているところでございます。

以上です。

〇議長 (小座野定信君)

8番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

〇議長 (小座野定信君)

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時11分